閲覧用

FUKUSHIMA FIRE DEPARTMENT BASIC PLAN 2027



福島市消防基本計画

2027（案）

～防災力×発信力×連携力＝消防とともに支える安全都市・福島～

はじめに

本市の消防行政は、第６次福島市総合計画に掲げる「暮らしを支える安心安全なまち」の実現を目指し、令和３年度に「福島市消防基本計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

計画策定からの６年間は、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、消防力の充実・強化と業務の効率化に取り組んでまいりました。

具体的には、防火管理講習のオンライン化やマイナンバーカードを活用した「マイナ救急」、消防同意の電子化などの消防ＤＸを推進するとともに、福島消防署清水分署の改築、情報収集用のハイスペックドローンや映像伝送システムの導入、さらには消防本部・福島消防署の移転新築に向けた新消防庁舎整備室の設置など、消防体制の充実を図ってまいりました。

一方で、本市では少子高齢化の進行に伴い、救急需要の増加が見込まれるなど、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況に対応し、将来にわたり消防力を維持していくためには、署所の再編を継続的に検討するとともに、ＢＰＲ（業務改革）やデジタル技術を活用し、業務の効率化と効果的な人員配置を進めていく必要があります。

また、自然災害に目を向けますと、地震・林野火災などの災害リスクは依然として増大しており、本市のみならず、大規模災害にも対応できる体制整備が急務となっています。

持続可能な消防行政を推進していくためには、変化する社会情勢や多様化する災害リスクに柔軟に対応し、消防機能を継続的に強化・発展させていくことが重要です。そのためにも、消防関係機関との一層の連携と協力が不可欠であり、広域的な連携体制の構築を進めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、将来に発生しうる様々な課題に積極的に取り組み、質の高い、住民から信頼される消防体制の構築を目指して、「災害や危機に強く安全に暮らせるまち」の実現に向け、あらためて令和９年度から令和 16 年度までの８年間を計画期間とする「福島市消防基本計画 2027」を策定するものであります。

最後に、本計画の策定に際し、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも消防行政に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

２０２７（令和9）年3月

福島市消防長　渡 辺 祐 一

－目次－

本編

第１章　計画策定の概要 ・・・

資料編

1　用語集 ・・51
2　成果指標一覧 ・・・56
3　パブリックコメントの概要 ・・57
4　委員会要綱 ・・58
5　検討委員会日程及び検討委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

本　編

第１章　計画策定の概要

１　策定の趣旨

〇役割と背景

福島市消防本部は、1948（昭和 23）年の発足以来、消防・救急等の対応において市民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきました。具体的には、以下のような沿革を経て、本市消防体制の充実・強化が図られてきたところです。

・1950（昭和 25）年：消防団常備消防部を解消し、消防本部、消防署（１署３係）を設置
・1971（昭和 46）年：市内天神町に現在の消防本部庁舎を新設
・1975（昭和 50）年：飯坂分署を飯坂消防署へ格上げ　※１本部２署２分遣所
・1991（平成３）年：信夫分署を開署　※１本部２署１分署５出張所
・1999（平成 11）年：福島南消防署を開署　※１本部３署１分署４出張所
・2004（平成 16）年：清水出張所を清水分署へ格上げ　※１本部３署２分署３出張所
・2010（平成 22）年：高機能消防指令システムの運用開始
・2014（平成 26）年：高度救助隊の発足

しかし近年、地震や集中豪雨、台風など自然災害による被害が各地で頻発しています。同時に、火災や特殊災害も、発生頻度の上昇や種類の多様化が顕著です。

〇災害の多発

特に 2024 年以降、激甚災害に指定される大規模災害が相次いでいます。

・2024 年１月：能登半島地震（石川県）
・2025 年２月：大船渡市大規模林野火災（岩手県）
・2026 年４月：大槌町林野火災（岩手県）
・2026 年７月：熊本地震（熊本県）
・2026 年８月：千葉豪雨災害（千葉県）

本市においても、2019 年 10 月の台風第 19 号や 2021 年２月及び 2022 年３月に発生した福島県沖地震等で人的・物的被害を受けています。

〇策定の経緯

福島市消防本部では、強くしなやかな地域防災力の実現を目指し、消防団、自主防災組織等との連携により、すべての世代が学べる機会を創出するなど市民意識の醸成を図り、「子どもから高齢者までが安全安心に暮らせるまち」を目指すため、2021（令和３）年度に「福島市消防基本計画（以下「前計画」という。）」を策定しました。

この前計画は、期間が 2025（令和７）年度まででありましたが、第６次福島市総合計画の期間延長に伴い、前計画も併せて期間を延長し、2027（令和９）年度から新たにスタートする「福島市消防基本計画 2027」を策定いたします。

今回の策定にあたりましては、下記の２点を主眼とし、これまで実施してきた施策の成果や課題を踏まえ、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害をはじめとした災害の動向や、発生頻度や種類が多様に変化していく特殊災害、救急需要の変化に対応した消防体制の持続的な強化を図る計画とします。

（1） 限られた人的・財政的な資源を最大限有効に活用しながら消防体制の充実を図り、あらゆる災害に対応します。

（2） 強くしなやかな地域防災力を持続的に強化し、消防団、自主防災組織等との連携により、自分の命は自分で守るという市民意識の醸成を図り、世代や国籍、障がいの有無等を問わず、「すべての人が安全安心に暮らせるまち」を目指します。

２　計画の位置付け

福島市消防基本計画は、本市における「消防力※1」整備の基本となるもので、市の最上位計画である「第７次福島市総合計画」の消防防災分野における個別計画として位置付けます。

また、消防組織法等の関係法令や消防力の整備指針※2、あるいは市町村消防計画の基準等を踏まえ、「福島市地域防災計画」、「福島市国土強靭化地域計画」等と整合性を図りながら、計画を推進します。

一方、新時代消防団計画は消防基本計画の「消防団に関する記載の詳細計画」として位置付けているほか、消防団員の消防活動の指針としての側面を持ちます。

◇福島市消防基本計画の位置付け

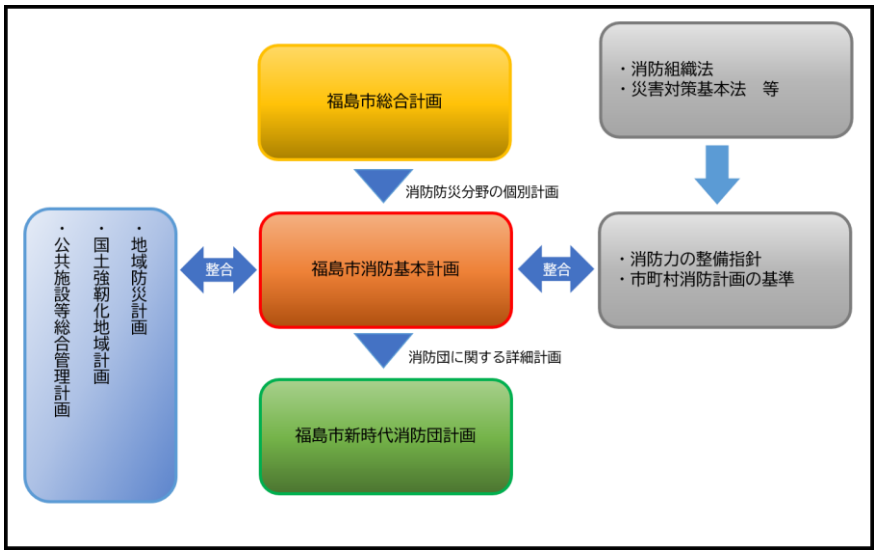

資料：消防本部作成

※1 **消防力**：市町村が火災活動、救急業務、人命救助などの消防活動を十分に行うために必要な消防署や出張所、水利施設などの消防施設、消防車両及び人員の総称。なお、人員には消防本部や消防署に所属する消防職員や、地域に根差して活動する消防団員などが含まれる。

※2 **消防力の整備指針**：1961（昭和 36）年に「消防力の基準」として市町村の消防力の強化を推進するため、必要最小限の施設・人員を定めることを目的に制定。2005（平成 17）年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るとともに、想定しうるあらゆる災害に十分対応できる体制を整備していく必要性から、時代に即した基本的な理念や新たな視点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」と改められた。

３　計画の期間

計画の期間について、「第７次福島市総合計画」の計画期間は８年とし、４年ごとに中間見直しを行うこととしています。消防基本計画は、これにあわせ 2027（令和９）年度から 2034（令和 16）年度までを計画期間とし、４年で成果指標の見直しを行います。

ただし、国内外の動向、社会情勢等の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じた見直し、あるいは計画の達成状況を確認します。

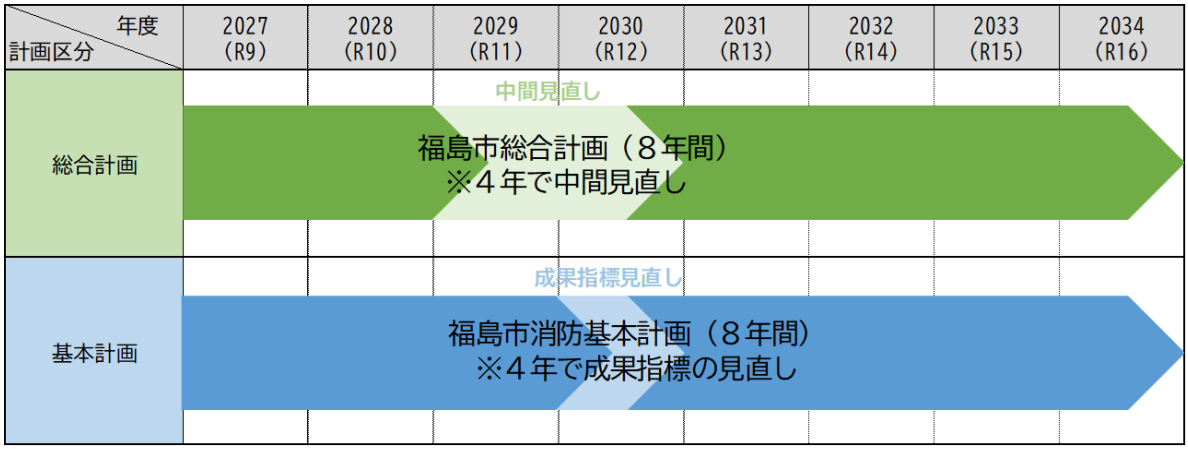

４　計画の進行管理

目指すべき将来像の実現に向けて、各施策を着実に実行するため、また、消防業務に対する市民ニーズの変化や、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行います。

また、各施策に紐づく成果指標を定め、年度ごとに進捗管理、評価検証を行います。

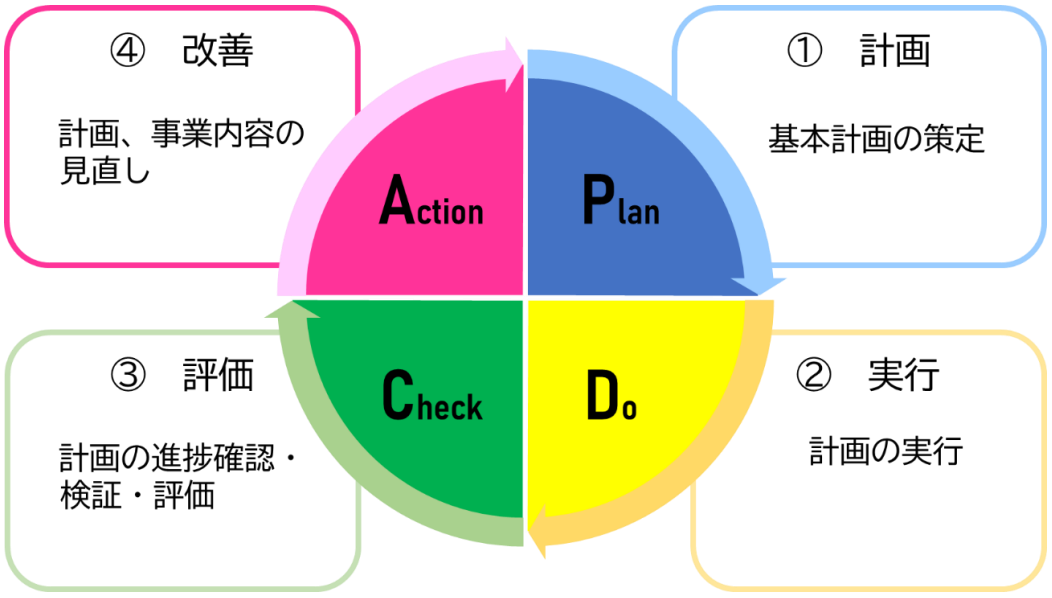

第２章　福島市の消防を取り巻く現状と基本的方向性

１　人口減少と少子高齢化社会の進行

わが国では、国民の約４人に１人が 65 歳以上の高齢者という「超高齢社会」となっており、内閣府の発表では、2025（令和７）年に、日本の高齢化率が 29.4%に達したとされています。

福島市の人口は、2001 年（平成 13 年）の 298,319 人をピークに、2002 年以降は減少傾向にあり、2026（令和８）年 10 月１日現在の推計人口は 266,191 人と年々減少の一途を辿っています。推計人口を年齢３区分別人口でみると、年少人口（0～14 歳）が 26,976 人（10%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 151,234 人（57%）、老年人口（65 歳以上）は 87,981 人（33%）と、30%を超えています。福島市が公表した「福島市人口ビジョン 2025」による将来人口でも、少子高齢化の進行が予想されています。

超高齢社会においては、救急需要の増加、住宅火災での死者の増加、財政バランスの崩れ、あるいは消防団員数が減少傾向になる等といった問題があり、将来を見据えた対策を講じる必要があります。

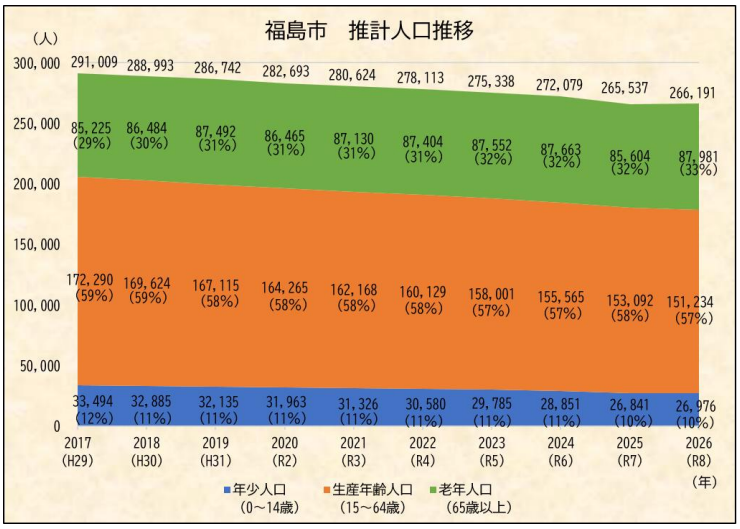

出典：総務省「国勢調査報告書」、福島市推計人口を基に作成

※各年 10 月１日現在

※年齢不詳人口は、年齢判明分の人口に対する総人口（年齢不詳分を含む）比率を補正係数として各年齢別の人口に乗じ配分した。（福島市人口ビジョン）

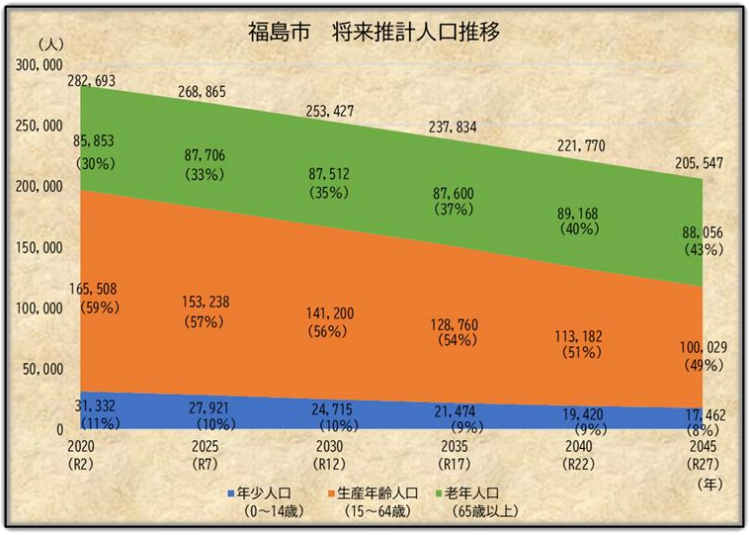

出典：福島市人口ビジョン 2025 を基に作成

※社人研推計手法に準拠し推計

2　消防力の持続・強化

(1)　職員の現状

平成 30 年以降、経験豊富な職員の定年退職により消防活動能力や行政事務能力の低下が懸念されています。また、職員数を確保していくという課題に対応するため、若手職員の意欲を引き出し、柔軟な発想を活かした魅力ある職場づくりに取り組む必要があります。

そういった中で、市民に質の高い消防サービスを継続的に提供するため、豊富な知識と高度な技術を持った職員の育成と働きやすい職場環境を整備する必要があります。また、多様化が進む現場において、女性消防職員の活躍が求められています。

本市消防本部においては、令和８年４月１日現在の職員数は 306 名（派遣及び再任用職員を含む）ですが、このうち女性消防吏員は 13 名で、その比率は 4.3%（全国の割合は令和７年４月１日現在、3.8%）です。なお、総務省消防庁は、将来的に女性消防吏員の比率を 10%程度まで引き上げることとし、まずは、令和 13 年度までに採用者に占める女性の比率を 10%以上にするという目標案を掲げています。

また、今後、定年延長制度により職員の定年が 65 歳まで引き上げられることに伴い、令和 14 年度には、61 歳以上の職員が約 20%まで増加し、令和 15・16 年度をピークに高い水準が続く見込みです。豊富な経験を持つ職員の活躍が期待される一方、高齢期職員の増加に伴う諸課題が懸念されています。

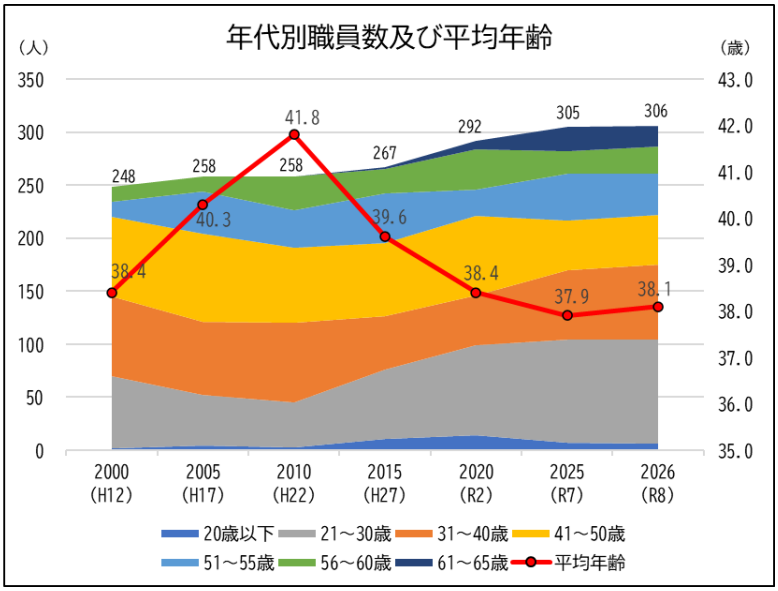

資料：消防本部作成　　※各年４月１日現在

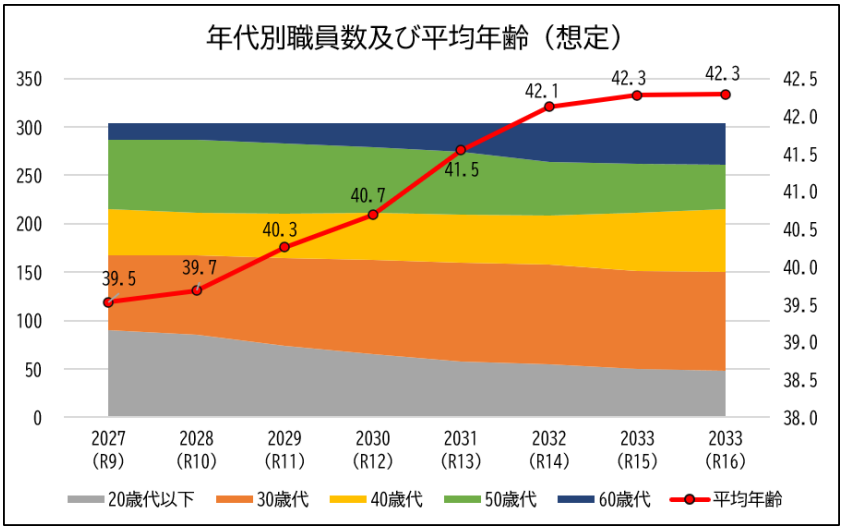

資料：消防本部作成　　※2027 年以降の新規職員については一律 22 歳及び同年の退職者同数と仮定
※職員数は 2026 年の総数のままと仮定

（2） 消防庁舎の現状

本市の消防庁舎は現在８庁舎で、このうち、昭和 56 年以前の旧耐震基準の建築物は消防本部・福島消防署、福島消防署西出張所、福島南消防署杉妻出張所の３庁舎で、防災拠点として十分な耐震性を有していないことから対策が必要となります。特に老朽化が著しい、消防本部・福島消防署については、令和 10 年度供用開始を目標に事業を進めています。他の２庁舎については、令和６年度に策定した「福島市消防力適正配置方針※3」に基づき、耐震性の確保を早急に行うほか、浸水想定区域（0.5m～3.0m未満）にある杉妻出張所は浸水による被害を最小限にとどめる対策などにも取り組まなければなりません。

No.	施設建物名称	建築年月日	経過年数	延床面積（㎡）	構造	階数	耐震
1	消防本部･福島消防署	S46.11.21	54	1,445.61	ＲＣ造	3/0	未改修
2	清水分署	R3.11.18	4	943.19	Ｓ造	2/0	－
3	西出張所	S54.12.15	46	330.48	Ｓ造	1/0	未改修
4	飯坂消防署	H26.9.4	11	1,676.17	ＲＣ造	2/0	－
5	東出張所	S57.2.1	44	336.49	Ｓ造	1/0	－
6	福島南消防署	H11.8.27	26	1,392.44	ＲＣ造一部Ｓ造	2/0	－
7	信夫分署	H3.1.28	35	441.12	ＲＣ造	1/0	－
8	杉妻出張所	S43.9.24	57	167.65	Ｓ造	1/0	未改修

資料：消防年報を基に作成　　※令和８年４月１日現在
※RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨造

（3） 消防水利の現状

火災発生時、消防車は消火栓などの水利施設から水を補給し消火活動を行います。本市の消防水利は「消防水利の基準※4」に基づき配置しておりますが、安定した消防水利を確保するため、今後も計画的に消火栓や防火水槽を設置する必要があります。

火災現場で必要不可欠な消火栓や防火水槽については、周辺の水利状況を勘案しながら随時整備し、老朽化などにより破損、あるいは劣化したものについても随時修繕を行い維持管理していく必要があります。

（基）

水利区分	2017（H29）	2018（H30）	2019（H31）	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	2026（R8）
消火栓	3,626	3,634	3,638	3,650	3,660	3,670	3,679	3,683	3,688	3,694
防火水槽	684	681	678	672	673	669	667	664	663	662
うち耐震貯水槽	23	23	23	23	23	24	24	24	24	24
合計	4,310	4,315	4,316	4,322	4,333	4,339	4,346	4,347	4,351	4,356

出典：消防年報を基に作成　　※各年４月１日現在の数値

※3 消防力適正配置方針：次世代型の消防体制構築に必要な消防力の適正な配置について、専門機関が有する科学的な手法を活用して行う調査及び地域の実情や社会情勢等を考慮し、外部有識者等による検討委員会が中心となり策定された。

※4 消防水利の基準：消防庁告示「消防水利の基準」で、市町村の消防に必要な水利の基準が定められている。消防水利とは、消防法に規定されているものであり、消防活動を行う際の水利施設のこと。消火栓、防火水槽、プール、河川などがある

(4)　消防車両の現状

各種災害への迅速な対応と効果的な活動を行うため、消防車両の維持更新は必要不可欠であり、使用年数等の経過により順次更新していますが、更新時は、より効果的かつ効率的な車両等を整備していく必要があります。

なお、本市の消防車両は、車両整備計画に基づき、「消防力の整備指針」の基準を満たすべく、計画的に整備が行われています。

基準消防力と現有消防力の比較

区分	基準台数	現有台数	充足率（%）
消防ポンプ自動車	8	8	100
はしご車	3	3	100
化学車	2	2	100
救急車	10	10	100
救助工作車	4	4	100
指揮車	5	5	100

※表中の台数等については、総務省消防庁が実施する消防施設整備計画実態調査に基づく

※兼用扱いとする車両があり、また、予備車も現有台数に含まないため、現有台数と下表の車両数は相違あり

(5)　福島市消防本部の部隊運用

本市消防本部においては、福島消防署以外の署所において、消防車と救急車を災害に応じて乗り分ける、いわゆる兼務部隊として運用しています。災害の発生状況により車を乗り換えて対応するため、場合によっては災害現場付近の消防署から出動できない状況もあり、即応体制の遅れ、相当数の部隊投入が困難になる、あるいは隊員の疲弊につながることが懸念されます。

予備車を含めた車両数

所属	ポンプ車	救急車	救助工作車	はしご車	水槽車	化学車	作業車	指揮車
消防本部		(1)						2
福島消防署	2(1)	2	1	1 ※	1 ※	1	1	1
清水分署	1 ※	2 ※						
西出張所	1 ※	1 ※						
飯坂消防署	3(1) ※	2(1) ※		1 ※				1
東出張所	2(1) ※	1 ※						
福島南消防署	3(1) ※	2(1) ※		1 ※				1
信夫分署	2(1)	1 ※	1 ※			1	1	
杉妻出張所	1 ※	1 ※						

()は予備車の数、※は兼務を意味します。

3　災害の多様化

(1)　消防隊活動の現状

消防隊は、火災の消火や救助活動にとどまらず、災害発生の緊急対応や予防活動、地域住民への防災啓発など多岐にわたる活動を行っています。

近年、様々な自然的・人為的要因による災害が多様化し、消防活動が難しくなっている傾向にあります。

福島市内における火災の発生状況は、年度間の変化はあるものの、概ね横ばいで推移していますが、単身高齢者の室内閉じ込め事案や交通事故に伴うＰＡ連携※5 出動は年々増加しており、消防需要は高まっています。

今後も、気候変動による地球温暖化や集中豪雨、都市部におけるヒートアイランド現象、新型コロナウイルスに代表される感染症等、様々な要因により多様化する災害に対応していく必要があります。

また、近い将来、南海トラフ地震や首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、宮城県沖地震といった巨大地震の発生が危惧されており、大規模災害へ対応できる消防体制の構築や高度で先進的な技術の導入、他消防本部や他機関との連携体制強化等の対策が必要となります。

短時間強雨（50mm/h 以上）の年間発生回数

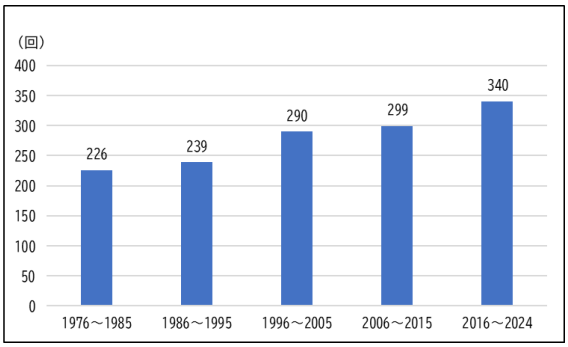

出典：国土交通省気象庁ＨＰを参考に作成
※各期間の平均件数

氾濫危険水位を超過した河川数

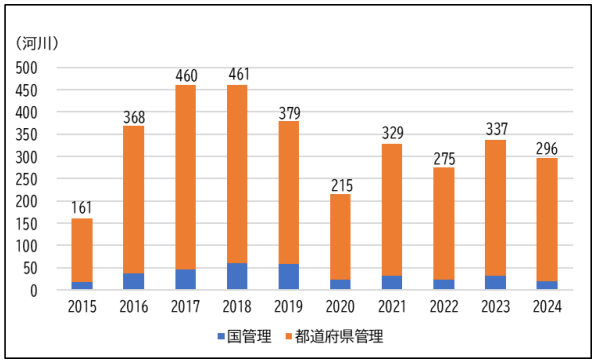

出典：国土交通省ＨＰ（R7.3.31 時点）

土砂災害発生件数の推移

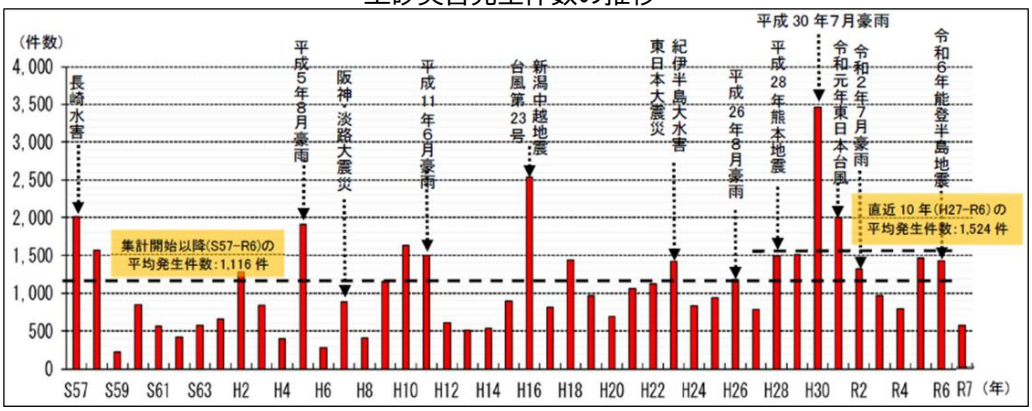

出典：国土交通省気象庁ＨＰ（報道発表資料）

※5 **ＰＡ連携**：救急隊だけでは対応困難な場合や、早期の救命処置が必要な場合に、ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）が同時に出動することで、傷病者の救出、救護処置などをより迅速かつ確実に行うため、連携して活動すること。双方の頭文字から「ＰＡ」とされる。

(2)　大規模林野火災に対する対策

林野火災は、自然災害の一つであり、風向きや地形、気温など多くの要因に左右され、急速に拡大し、消火活動が難航することがあります。また、地域社会に対しても大きな影響を与え、生態系や環境にも深刻な損害をもたらす可能性があります。

林野火災への対応としては、消防水利の整備・確保はもとより、消防機関のみならず、地域住民や関係機関との連携が不可欠であり、防災協力体制の強化が求められます。さらには、最新の技術や装備の活用、部隊の訓練、火災リスクの評価と予防対策の徹底などが重要な課題となっています。

近年の林野火災発生状況

全国

区分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	平均
出火件数（件）	1,239	1,227	1,239	1,299	831	1,167
焼損面積（ｈａ）	449	789	605	844	1,073	752
損害額（百万円）	201	176	345	125	737	317

出典：総務省消防庁統計資料を基に作成

福島市

区分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	平均
出火件数（件）	2	1	0	1	8	0	2
焼損面積（ａ）	6	9	34	299	22	0	62
損害額（千円）	0	10	0	0	640	0	108

出典：消防年報を基に作成

岩手県大槌町林野火災の状況及び活動の様子



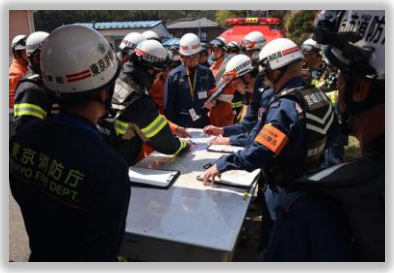

４　救急出動件数の増加と救急業務の高度化

（1）　救急出動の現状

本市の救急出動件数は、コロナ禍であった 2020、2021 年を除くと年々増加しており、超高齢社会が進行している昨今、救急搬送者数に占める 65 歳以上の割合が 65%を超えています。

また、救急搬送された傷病者の中で、入院の必要がない軽症者と判断された件数の割合は、概ね 50%前後で推移しており、真に救急車を必要としている人々への支障となるような事態を招かないよう対策をしていかなければなりません。

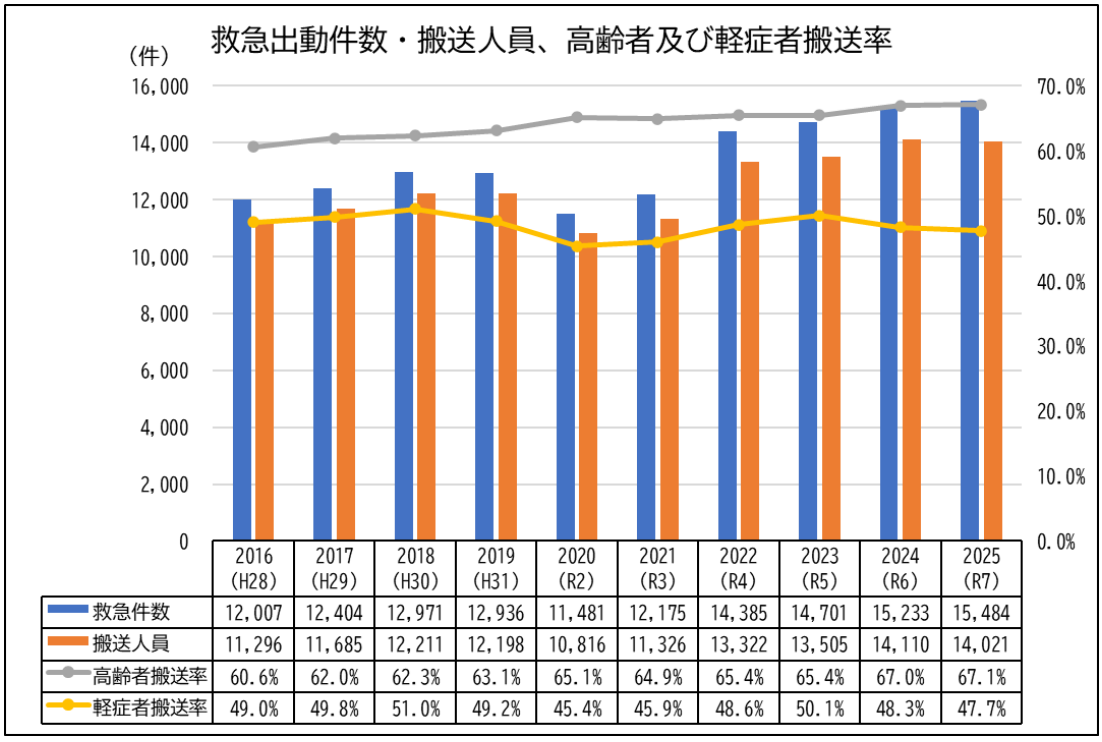

	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）	2019（H31）	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
救急件数	12,007	12,404	12,971	12,936	11,481	12,175	14,385	14,701	15,233	15,484
搬送人員	11,296	11,685	12,211	12,198	10,816	11,326	13,322	13,505	14,110	14,021
高齢者搬送率	60.6%	62.0%	62.3%	63.1%	65.1%	64.9%	65.4%	65.4%	67.0%	67.1%
軽症者搬送率	49.0%	49.8%	51.0%	49.2%	45.4%	45.9%	48.6%	50.1%	48.3%	47.7%

資料：消防本部作成

（2）　救急搬送人員数の将来推計

今後の救急搬送人員数について、令和６年度に実施した福島市消防本部消防力適正配置調査業務委託において、（一財）消防防災科学センターが、社人研の発表した将来推計人口を基に算出した結果によると、福島市における将来人口は減少し続けていきますが、高齢化が進むことなどにより救急搬送人員数は 2035（令和 17）年まで増え続けることが想定されています。

福島市の 2026（令和８）年４月１日現在の老年人口（65 歳以上）推計は 85,547 人でありますが、団塊ジュニアが 65 歳以上となる 2040（令和 22）年には 93,423 人、５年後の 2045（令和 27）年には 93,431 人と横ばいとなると見込まれており、ピークが後年にずれることも推測されます。

(3)　現場到着時間と病院収容時間の現状

令和６年の救急自動車による現場到着所要時間※6は、全国平均で約 9.8 分（前年約 10.0 分）、福島市平均で約 10.0 分（前年約 10.8 分）となっています。

また、救急自動車による病院収容所要時間※7は、全国平均で約 44.6 分（前年約 45.6 分）、福島市平均で約 43.4 分（前年約 44.1 分）となっています。

全国的な傾向でもありますが、年々、救急隊の現場到着所要時間は延伸している状況です。要因としては、救急需要の増大、交通渋滞の増加など道路状況の変化が主な要因と推測されます。

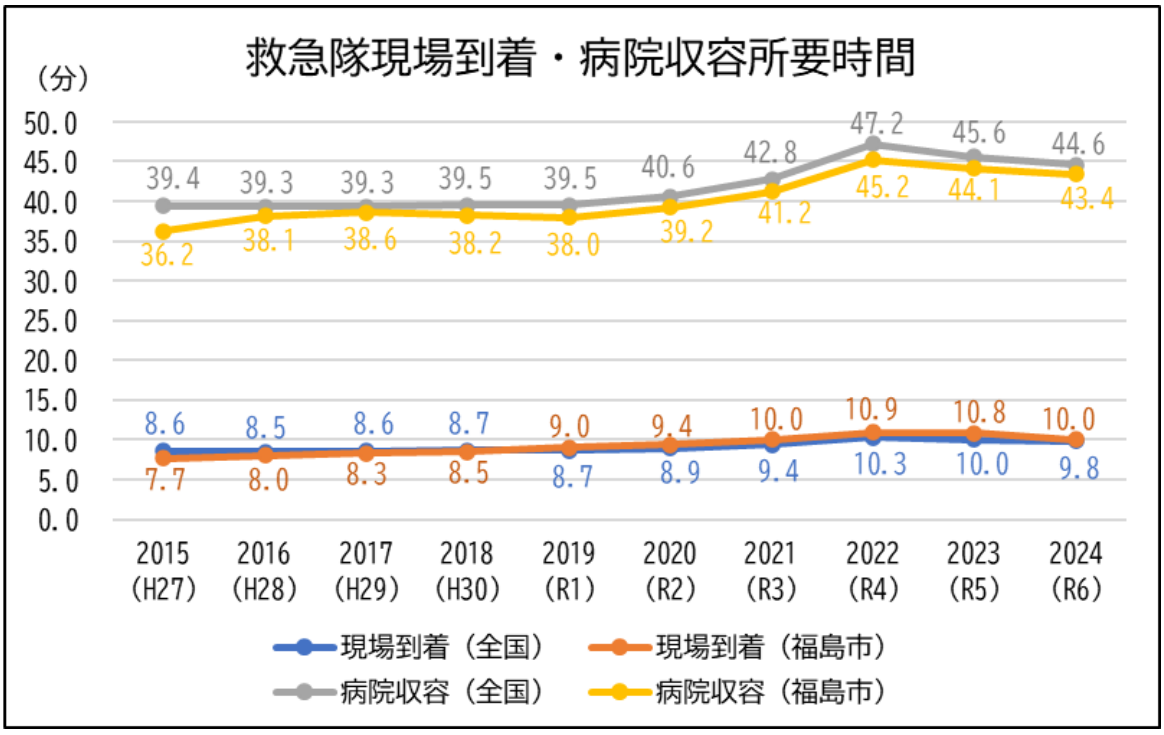

出典：総務省消防庁統計資料及び消防年報を基に作成

(4)　応急手当の重要性

傷病者の命を救うためには、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人（バイスタンダー※8）による応急手当が極めて重要です。2004（平成 16）年に、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の一般市民による使用が認められ、応急手当の重要性はさらに高まりました。

福島市消防本部では、1994（平成６）年に応急手当普及啓発活動実施要綱※9を定め、市民に対する応急手当の普及を行ってきました。

(5)　救急救命士の現状

1991（平成３）年に救急救命士法が施行されて以降、毎年、救急救命士を２名養成、さらには、新規職員採用枠として救急救命士枠を設け有資格者を採用し、全 10 台の救急自動車に常に救急救命士が乗車し救急活動を行っています。

また、高度な救命処置と呼ばれる特定行為※10として、気管挿管、薬剤投与、血糖値測定と低血糖発作に対するブトウ糖溶液の投与、心肺機能停止前のショックに対する輸液の実施が認められ、救急業務の高度化が進んでいます。これらの高度な救急救命処置が行えるよう、救急救命士を含む救急隊員の知識、技術の向上に加え、定期的な救急自動車の更新や新たな高度救命用資器材※11の導入を引き続き進めていかなければなりません。

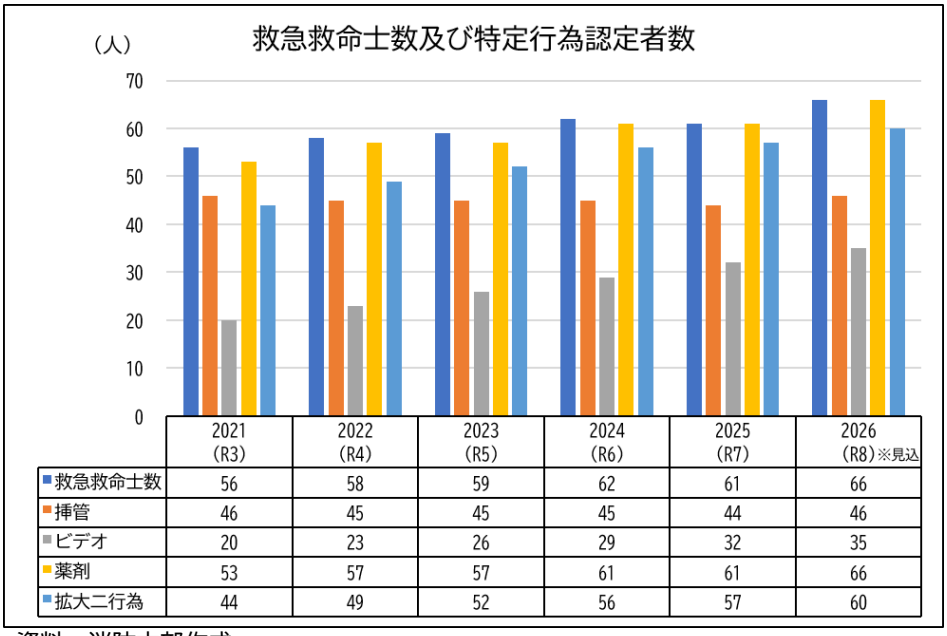

	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	2026（R8）※見込
救急救命士数	56	58	59	62	61	66
挿管	46	45	45	45	44	46
ビデオ	20	23	26	29	32	35
薬剤	53	57	57	61	61	66
拡大二行為	44	49	52	56	57	60

資料：消防本部作成
※各年度末での人数



高度救命用資器材

※6 現場到着所要時間：１１９番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでに要した時間。

※7 病院収容所要時間：１１９番通報を受けてから救急患者が医療機関に収容されるまでに要した時間。

※8 バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）。特に、救命処置が必要な状況で、救急隊が到着するまでの間、応急手当を行う人。

※9 応急手当普及啓発活動実施要綱：市民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及活動講習の実施方法、応急手当指導員の認定等必要事項を定めたもの。

※10 特定行為：救急救命士が医師の指示を受けて行う医療行為。医療機関での実習などを行うことで初めて実施可能となる。また、実施後は必ず医師から、医学的に正しい判断の上行った行為であるか事後検証を受けなければならない。

※11 高度救命用資器材：救急救命士及び救急隊員が救命のために行う高度な医療処置を行うために使用される資器材。具体的には、自動体外式除細動器、気管挿管に必要な器具など。

5　消防通信施設の整備

(1)　高機能消防指令センター

年々増加する救急需要や災害等に対し、消防が効果的な活動を行うには、１１９番受信時の適切な情報収集及び迅速、正確な状況把握、そして出動隊への無線通信を用いた情報伝達が極めて重要であり、消防活動の根幹と言える役割を担っています。24 時間 365 日、いかなる時でも安定運用するため、また、消防指令センターの高度化を図るため、計画的に更新整備をする必要があります。

本市における１１９番通報は、本部にある高機能消防指令センター※12 で受付しており、2025 年の１１９番通報の受信件数は 22,107 件で、年々増加傾向にあります。また、１１９番通報における受信件数は、携帯電話からの通報件数が増加し続け、2024 年にはその件数が初めて固定電話からの通報件数を上回りました。

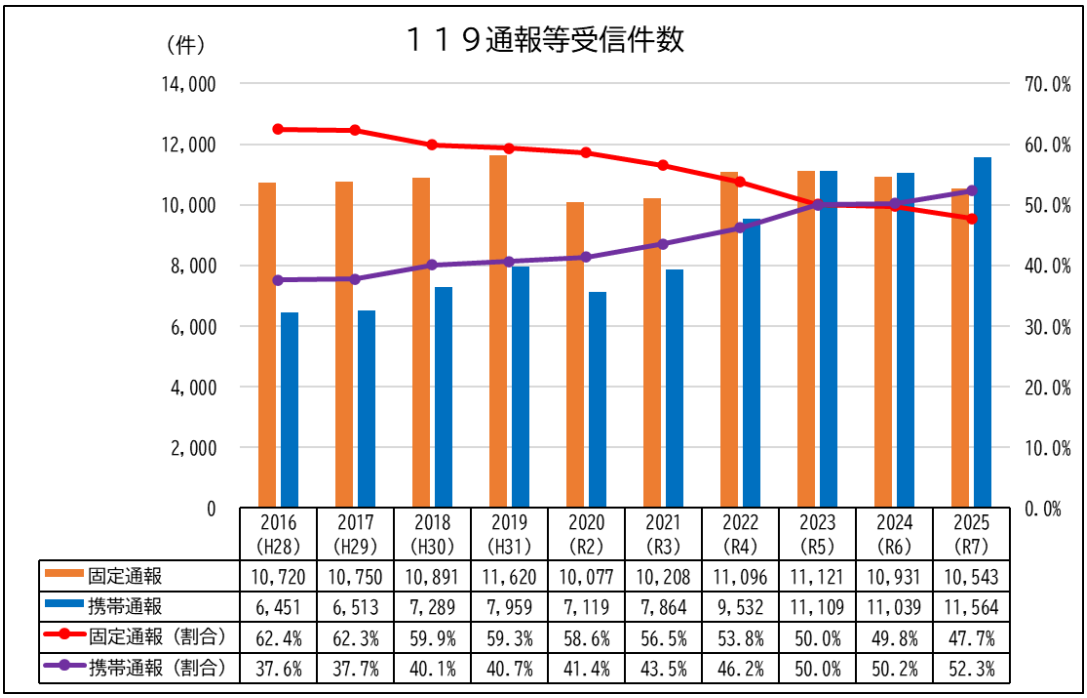

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
固定通報	10,720	10,750	10,891	11,620	10,077	10,208	11,096	11,121	10,931	10,543
携帯通報	6,451	6,513	7,289	7,959	7,119	7,864	9,532	11,109	11,039	11,564
固定通報（割合）	62.4%	62.3%	59.9%	59.3%	58.6%	56.5%	53.8%	50.0%	49.8%	47.7%
携帯通報（割合）	37.6%	37.7%	40.1%	40.7%	41.4%	43.5%	46.2%	50.0%	50.2%	52.3%

出典：消防年報を基に作成

(2)　消防業務システム

消防業務システム※13 は、消防業務の効率化や情報共有、データ管理等を目的として導入しているシステムで、重要な役割を果たしています。具体的には、各種災害の活動報告、防火対象物※14 の台帳作成、消防水利の管理等、消防活動に関わるあらゆる業務をサポートしています。

全国的な問題として、ＩＴ人材の不足により、全国各消防本部（局）において、各個にシステムの構築を続けていくと、システム開発や保守管理のベンダー人的工数が不足する状況になる恐れがあります。

今後は、コストの削減やさらなる業務の効率化等を図るため、消防業務システムを標準化しなければなりません。

※12 **高機能消防指令センター**：最新鋭のコンピューターと最新の通信機器を駆使して、１１９番通報による火災、救急等の通報を受付し、消防隊、救急隊などへの指令、情報共有を行うなど、災害発生から終了までの一連の活動の中枢となる部署。

※13 **消防業務システム**：消防業務を効率化し、災害対応を支援するシステム。主に、警防・救急・予防・総務の各業務を支えるシステムの総称。具体的には、１１９番通報の受付から災害活動、事後報告までを管理、あるいは、火災予防のためのデータ管理など。

※14 **防火対象物**：消防法によって火災予防の規制を受ける建物や施設のこと。具体的には、不特定多数の人が利用する施設や、避難が難しい人が利用する施設など。用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務付けている。



6　予防行政の推進

(1)　火災件数の推移

本市の火災件数は、ほぼ横ばいで推移しています。火災件数の平均は、昭和 50 年代が 145 件、平成が 102 件であったのに対し、直近 10 年間の平均件数は 79 件となっています。令和 7 年中の火災原因を見ると、火災件数 79 件のうち、出火原因が最も多かったのが「たばこ」で 10 件（割合 12.7%）でした。近年は、「放火・放火の疑い」や「電気関係」といった出火原因が多くを占めています。

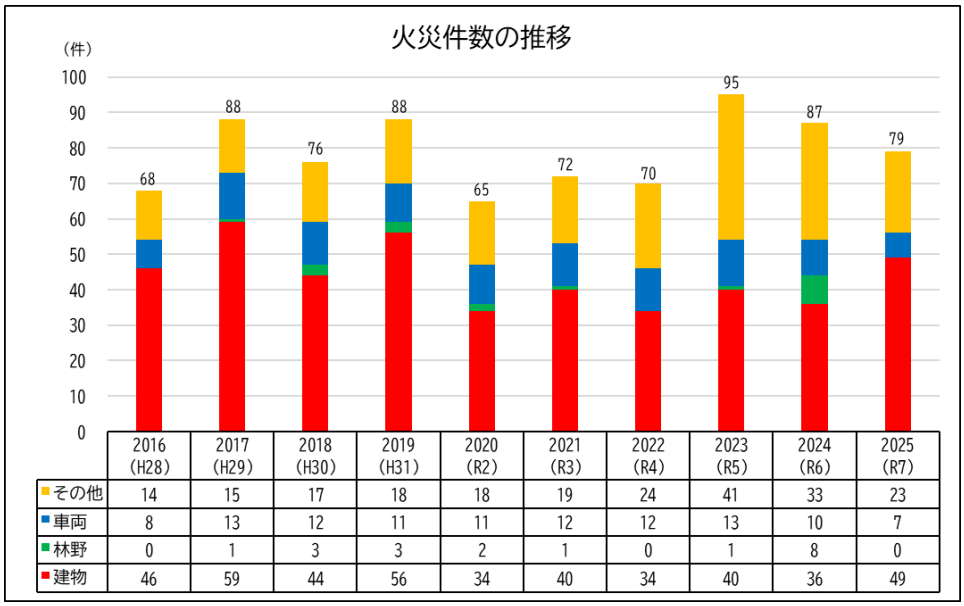

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
その他	14	15	17	18	18	19	24	41	33	23
車両	8	13	12	11	11	12	12	13	10	7
林野	0	1	3	3	2	1	0	1	8	0
建物	46	59	44	56	34	40	34	40	36	49

出典：消防年報を基に作成

(2)　住宅火災の現状

全国では、令和６年中 1,030 人（放火自殺者等を除く）の方が住宅火災により亡くなっており、このうち 465 人（45.1%）は逃げ遅れが原因となっています。

また、年齢階層別にみると高齢者層の死者が多く、住宅火災における 65 歳以上の高齢者の死者は 779 人で全体の 75.6%を占めています。

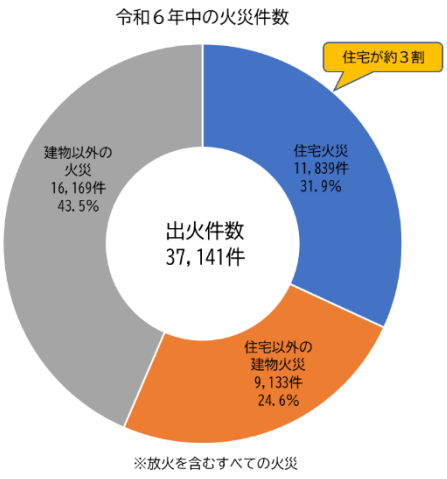

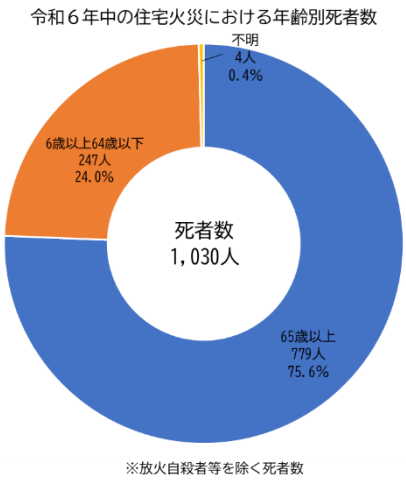

出典：総務省消防庁

(3)　住宅用火災警報器の設置状況

平成 23 年６月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、住宅火災件数及び住宅火災による死者数はおおむね減少傾向にあり、その設置率は全国的に見ると約８割の住宅で設置されています。福島市においても同様の設置率ですが、全国の設置率と比較すると低い状況にあります。今後も、火災発生時の死亡リスクや物理的、経済的な損失の拡大リスクの減少のためにも、各種イベントや講習会等において設置促進を図っていく必要があります。

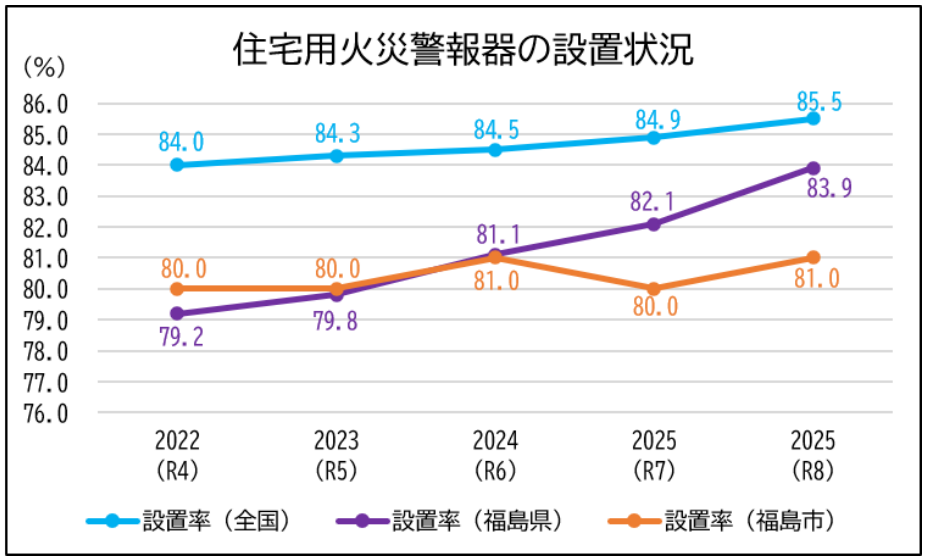

出典：総務省消防庁ＨＰ

(4)　防火対象物における防火管理体制の推進

本市では、各署の査察執行計画どおり防火対象物の査察を実施し、ハード面である施設の消火器や自動火災報知設備などの適正管理と、ソフト面としての防火管理者の選任や消防計画の作成などの防火管理体制の確保による安全対策を図ってきました。

また、令和５年度より、防火管理講習会を対面式からオンライン方式に変更し、防火管理者の資格取得に必要な環境整備を行いました。



年末年始特別警戒立入検査の様子

(5)　大規模地震発生時における火災状況

過去の大規模地震における火災状況において、1995 年の阪神・淡路大震災では出火した 139 件のうち 85 件（61%）、2011 年の東日本大震災では 108 件のうち 58 件（54%）が電気を原因とする火災であったことが判明しています。

地震火災を防ぐためにも、事前の出火防止対策や地域ぐるみの防火対策が重要となっています。

7　地域防災力の強化

(1)　消防団の現状

消防団は、地域に密着して住民の安心安全を守る地域防災の要となる存在ですが、就業構造や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。そのため、特に若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や企業の理解・支援が得られる環境整備を進める必要があります。また、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動を行う機能別消防団員※15の入団促進や、地域の実情に応じた組織体制の見直し等により、消防団の持続・強化を図る必要があります。

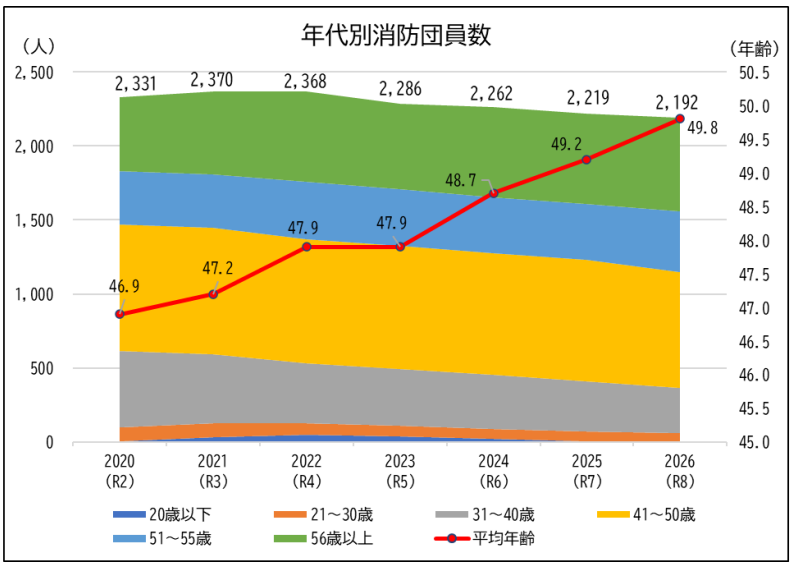

出典：消防年報を基に作成
※各年４月１日現在

(2)　自主防災組織の推移

災害の被害を軽減するためには、「自助・共助・公助」の連携が不可欠でありますが、風水害や大規模災害等の発生時、「自助」「共助」が特に重要となります。具体的には、災害発生時の初期消火や人命救助、避難誘導等の活動では、地域の自主防災組織が大きな役割を果たします。

そこで、地域防災力の要である消防団や女性防火クラブ※16等が様々な防災活動を行い、自主防災活動を育成・支援することが必要となります。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要となります。

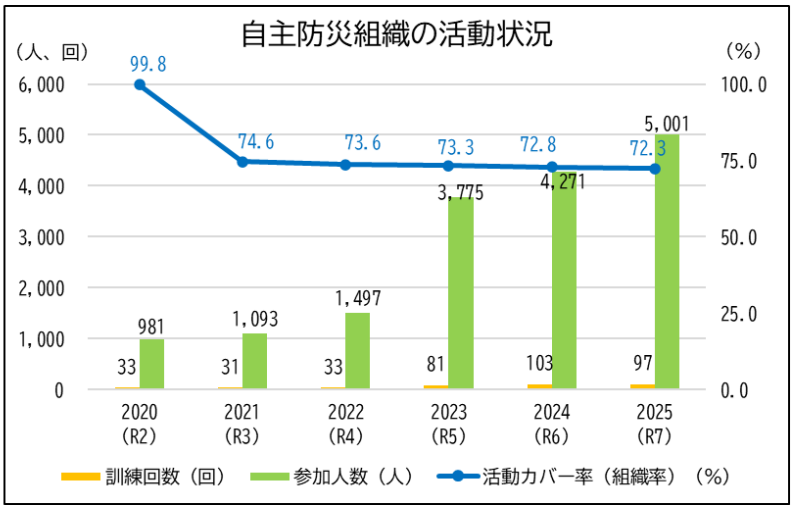

出典：消防年報を基に作成

※15 **機能別消防団員**：能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。学生で構成され、火災予防広報や避難所支援活動などを行う学生団員、災害対応に必要な知識や技術を持つ元消防団員や元消防職員で構成される機能別団員などが活動している。

※16 **女性防火クラブ**：家庭での火災予防の知識習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動しているボランティア組織。

第３章　目指すべき将来像

消防は、消防職員・消防団員をはじめ多方面に及ぶ関係者の尽力により、地域社会に密着した防災機関として着実に発展を遂げてきました。

しかしながら、火災や救急を始め、地震などの大規模災害への備えや、風水害など自然災害への備え、新たな感染症、テロ災害や化学物質の漏洩など人的災害への備え、さらには、少子高齢化社会の進行、激甚化・頻発化する様々な災害に備え、対応していくことが必要です。

本計画の上位計画である福島市総合計画では、目指す未来として、「強化された消防・救急体制により、誰もが安全安心を実感できる地域社会の実現」を掲げています。

我々消防は、これまで以上に社会の変化に対応し、将来を見据えたきめ細やかで地域に密着した消防行政を展開していかなければなりません。

このような諸情勢を踏まえ、福島市消防本部においては「防災力×発信力×連携力＝消防とともに支える安全都市・福島」を将来像として掲げました。

あらゆる災害に備えるための的確な対応能力といった防災力、災害情報・防災知識をタイムリーかつ正確に届ける発信力、市民、地域団体、事業者、行政が相互に補完し合う連携力、この３つの力を掛け合わせ、「消防とともに支える安全都市・福島」の確立を目指し、「どんな災害にも動じず、市民全員が備え、助け合える、強くしなやかな都市・福島」を次世代につなぎます。

「防災力×発信力×連携力
＝消防とともに支える安全都市・福島」



吾妻連峰



烏ヶ崎から見た市街地

出典：福島市景観１００選

第４章　基本方針と計画の体系

１　基本方針

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて基本方針を、次のように定めます。

基本方針Ⅰ　消防体制の充実したまち

あらゆる災害に迅速・的確に対応できるよう防災拠点施設、消防通信体制等の消防力を整備するとともに、災害形態や消防行政事務の変化に的確に対応するため、継続的な人材育成を行い組織力の向上を図ります。

また、激甚化・頻発化する災害に迅速に対応する消防・救助体制の充実と強化を図るため、現場指揮能力の向上、最新の救助技術の習得を進めるとともに、広域的な災害に対応可能な広域応援体制の充実強化を図り、「消防体制の充実したまち」をつくります。

なお、今後の署所体制の見直しは、救急需要の動向等を見ながら、社会環境の変化も踏まえて検討していきます。

基本方針Ⅱ　市民とともに命を救えるまち

救急需要が増大していることから、応急手当の推進、救急業務の円滑な活動と救急業務の高度化へ向けた職員の知識・救命処置技術の向上や、資器材の整備などに努めるとともに、医療機関と連携して救命率※17の向上を図り、「市民とともに命を救えるまち」をつくります。

基本方針Ⅲ　みんなで築く防火のまち

市民一人ひとりが防火に関心を持ち、住宅火災から尊い命を守るための住宅用火災警報器の設置や、事業所等の火災などの災害を未然に防ぐための安全対策に積極的に取り組み、「みんなで築く防火のまち」をつくります。

基本方針Ⅳ　郷土愛で防災力を育むまち

地域とともに持続・成長する魅力ある消防団とするため、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化に努めるとともに、消防団と地域の連携強化を進め、自主防災組織など組織の活性化を支援し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと地域防災に取り組み、「郷土愛で防災力を育むまち」をつくります。

※17 **救命率**：心拍や呼吸の停止を確認された傷病者が、その後意識が戻り、日常的な生活に戻れる状態まで回復した割合であり、社会復帰率ともいう。心肺蘇生などの救命処置によって、救命された人数を、全体数で割って計算される。

2　消防基本計画の体系

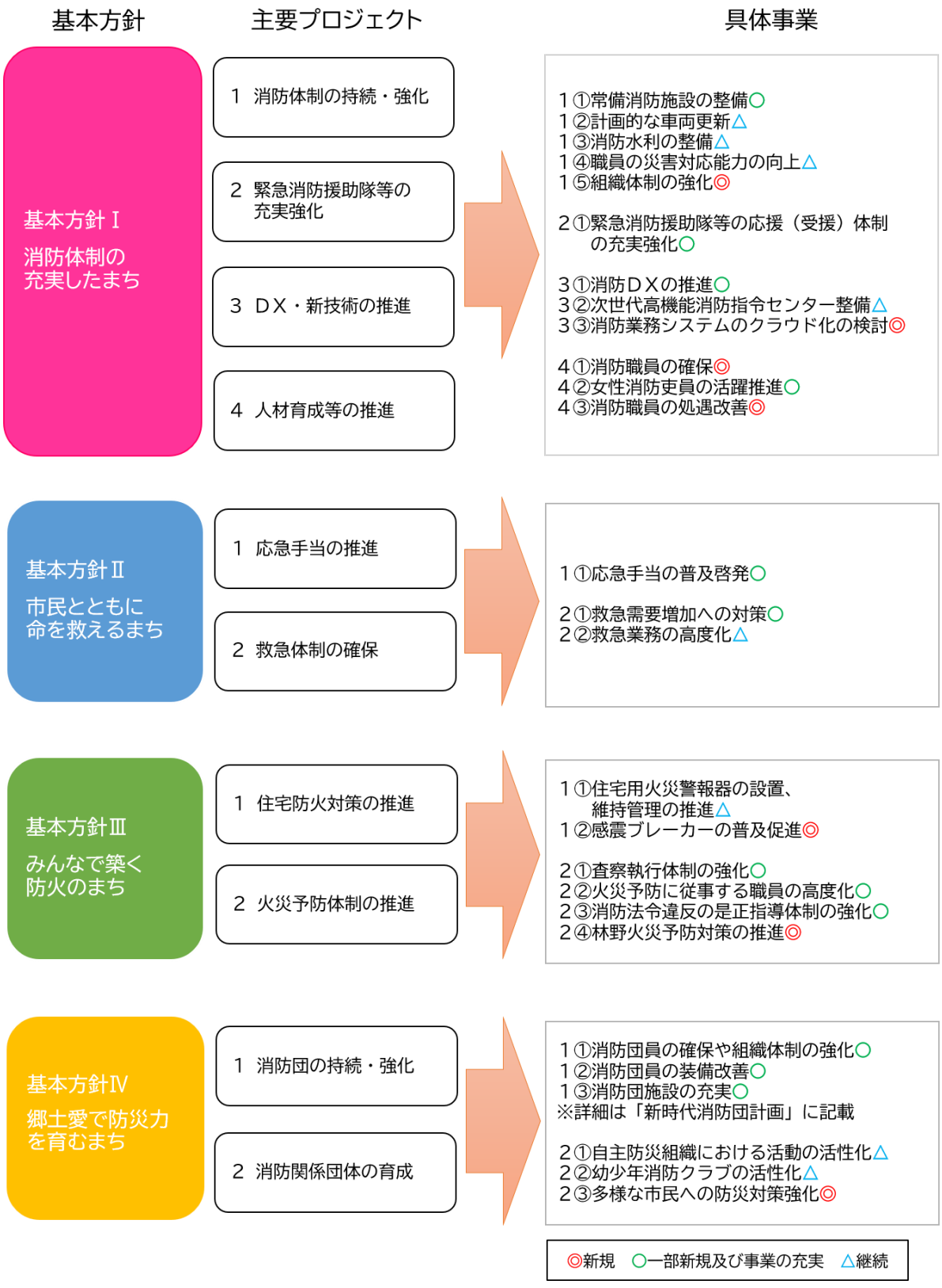
基本方針
主要プロジェクト
具体事業
基本方針Ⅰ
消防体制の
充実したまち
1　消防体制の持続・強化
2　緊急消防援助隊等の
充実強化
3　DX・新技術の推進
4　人材育成等の推進
1①常備消防施設の整備○
1②計画的な車両更新△
1③消防水利の整備△
1④職員の災害対応能力の向上△
1⑤組織体制の強化◎
2①緊急消防援助隊等の応援（受援）体制
の充実強化○
3①消防ＤＸの推進○
3②次世代高機能消防指令センター整備△
3③消防業務システムのクラウド化の検討◎
4①消防職員の確保◎
4②女性消防吏員の活躍推進○
4③消防職員の処遇改善◎
基本方針Ⅱ
市民とともに
命を救えるまち
1　応急手当の推進
2　救急体制の確保
1①応急手当の普及啓発○
2①救急需要増加への対策○
2②救急業務の高度化△
基本方針Ⅲ
みんなで築く
防火のまち
1　住宅防火対策の推進
2　火災予防体制の推進
1①住宅用火災警報器の設置、
維持管理の推進△
1②感震ブレーカーの普及促進◎
2①査察執行体制の強化○
2②火災予防に従事する職員の高度化○
2③消防法令違反の是正指導体制の強化○
2④林野火災予防対策の推進◎
基本方針Ⅳ
郷土愛で防災力
を育むまち
1　消防団の持続・強化
2　消防関係団体の育成
1①消防団員の確保や組織体制の強化○
1②消防団員の装備改善○
1③消防団施設の充実○
※詳細は「新時代消防団計画」に記載
2①自主防災組織における活動の活性化△
2②幼少年消防クラブの活性化△
2③多様な市民への防災対策強化◎
◎新規　○一部新規及び事業の充実　△継続

第５章　施策の展開・重点取組事業

基本方針Ⅰ　消防体制の充実したまち

主要プロジェクト１　消防体制の持続・強化

具体事業①　常備消防施設の整備※18

【課題】

近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、老朽化した常備消防施設の更新や機能強化を計画的に進めていく必要があります。

【取組方針】

旧耐震基準の建築物である、消防本部・福島消防署、福島消防署西出張所、福島南消防署杉妻出張所の３庁舎について計画的に整備し、適正な維持管理に努めます。

（1）　消防本部・福島消防署整備事業

現在再整備を進めている消防本部・福島消防署の移転整備事業を円滑に進め、2028（令和 10）年４月の供用開始を目指します。



（外観イメージ）

（2）　２出張所改修事業

福島消防署西出張所及び福島南消防署杉妻出張所については、耐震不備に加え老朽化が著しい庁舎であり、令和６年度に策定した福島市消防力適正配置方針において、耐震性の確保を早急に行うとしたことから、計画的に改修を行っていきます。

また、浸水想定区域（0.5m～3.0m 未満）にある杉妻出張所については、浸水による被害を最小限にとどめる対策等にも取り組みます。

なお、事業毎の進捗状況についても、具体的に数値化し事業を進めていきます。



福島消防署　西出張所



福島南消防署　杉妻出張所

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
消防署所の耐震化率	６２．５％	１００％
〔説明〕耐震性に優れた消防署所の整備割合について、１００％を目標とする。 ※６２．５％：消防本部所管８庁舎のうち、３庁舎が未改修であるため		

具体事業②　計画的な車両更新

【課題】

各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、計画的な整備に加え、技術開発に伴う最新装備を有する車両配備の検討が必要です。

【取組方針】

各署所の出動実績や管轄区域の特性を踏まえ、迅速かつ的確な活動を可能にするため、地域の実情に合った効果的な消防体制の維持のため、消防車両の計画的な更新・整備を行うとともに、緊急走行時にあっても安全運行体制の徹底を図ります。また、電気自動車等の導入を検討し、低公害化の推進を図ります。



南はしご１（Ｒ６年度更新）



福島化学１（Ｒ７年度更新）

具体事業③　消防水利の整備

【課題】

消防水利の不足地帯解消及び林野火災対応等を目的に、計画的な増設が必要です。

また、既存の防火水槽については、設置から 50 年以上経過しているものもあることから、計画的に修繕を行い、長寿命化を図っていかなければなりません。

【取組方針】

消防水利が不足している地域を優先し、平時や地震及び大火に備えた消防水利（消火栓や防火水槽）を整備します。また、老朽化した防火水槽については、修繕による保全を随時行っていくと共に、周辺水利の状況等も踏まえて撤去も検討していきます。



消火栓（地下式）



防火水槽（有蓋）

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
消防水利整備率	８７．４％	８８．６％
〔説明〕安定した消防水利維持のため、消防力の整備指針による市街地・準市街地における消防水利整備率８８．７％を目標とする。各年度、未整備区域５箇所以上に対する消防水利の整備を目標とする。 （各年度、目標値０．２５％以上の上昇） ※消防水利整備率（Ｒ７実態調査時）　全国平均７９．４％　福島県平均７６．３％		

※18 **常備消防・非常備消防**：常備消防とは、消防本部・消防署において、専任の職員が消防業務を行う組織体制。
非常備消防とは、消防団に所属する消防団員がそれぞれの仕事を持ちながら「地域を守る」という精神に基づき災害対応などを行う組織体制。

具体事業④　職員の災害対応能力の向上

【課題】

近年では、消防行政の高度化かつ専門化が求められています。職員一人ひとりが、職務の遂行に必要な幅広い視野を持ち、常に新しい情報を収集し、より専門的な知識の習得と技術を向上させるため、実践的な訓練や研修を実施していく必要があります。

また、現場指揮体制の向上を図るため、定期的な訓練や研修機関等への派遣も検討していかなければなりません。

【取組方針】

（1）　訓練計画

市民の安全・安心を守るため、年間を通した訓練計画を作成し、様々な訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力の向上を図ります。

（2）　消防職員教育機関への入校

高度化かつ専門化が求められる消防行政に対応するため、消防大学校や福島県消防学校へ計画的に職員を入校させます。消防行政の各分野に関する最先端の知識と技術を習得させ、それを本市消防本部内へ還元・共有することで、組織の活性化を図ります。

（3）　現場指揮能力の向上

定期的な訓練に加え、専任指揮隊※19 の運用実績がある先進地の消防本部（局）への派遣、あるいは外部講師を招いての研修等を実施し、指揮能力の向上に努めます。



福島市総合防災訓練の様子



緊急消防援助隊合同訓練の様子

※19 **専任指揮隊**：消防の災害現場において、それぞれの隊が円滑に活動できるように、部隊の運用や安全管理、情報収集を行うといった活動を専門に行う部隊。専任にすることで、専門的に従事することなるため、知識やスキルの向上をより深く習得することができ、隊内での意思統一といった点でもメリットがある。

具体事業⑤　組織体制の強化

【課題】

災害は、火災・救助・救急だけではなく、様々な要因によって大規模かつ複雑多様化していく一方、各種災害への迅速な対応が求められるなど、消防に対する市民のニーズがますます高まっています。

【取組方針】

（1）　部隊運用の強靭化

複雑多様化する消防需要へ対応していくため、各部隊の運用や通報時考慮事案（ＣＰＡ※20事案等）について検証し、部隊運用の効率化や専門化等を進めます。

（2）　部隊の高度化・専門化、専任隊化

各部隊の高度化・専門化や専任隊化について検討し、迅速かつ的確に出動できる体制を整えます。また、災害活動における指揮隊の現場指揮活動についても同様に検討していきます。

（3）　他機関との連携強化

大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ的確な初動体制を執り、多くの命を救う行動につなげる必要があり、その実現のために近隣自治体や警察、自衛隊、医療機関等の他機関との連携強化を図っていきます。

（4）　日勤救急隊※21の導入

救急需要の増加による、市民への影響や救急隊員の負担軽減といった課題に対応するため、日勤救急隊の導入を検討していきます。

（5）　組織体制の見直し

人口減少や災害の多様化、デジタル化の進展など時代に即した業務運営を実現していくため、本部内の係の再編等を通じ、柔軟で機能的な組織体制の見直しにより体制強化をはかるとともに、県都消防に相応しい名称変更についても検討して参ります。



県総合防災訓練（他機関との合同訓練）の様子

※20 **ＣＰＡ**：ＣＰＡは Cardiopulmonary(カーディオパルモナリー) arrest(アレスト)の略で、心肺機能停止の状態。即座に胸骨圧迫や人工呼吸などの心肺蘇生法を開始し、一刻も早く救命処置を行う必要がある。

※21 **日勤救急隊**：交代制で 24 時間勤務の通常の救急隊とは別に、救急要請が集中する平日の日中だけ稼働する救急隊。全国の各消防本部（局）で運用されている。

主要プロジェクト２　緊急消防援助隊等の充実強化

具体事業①　緊急消防援助隊等の応援（受援）体制の充実強化

【課題】

今後、発生が予想されている大規模地震や台風等の風水害、大規模林野火災といった災害発生時においては、本市消防本部だけでは災害対応が困難になることが想定されます。被害を最小限に抑えるため、早期に受入れ体制を確立する必要があります。そのためには、訓練等により受援体制を強化していくとともに、他消防機関の応援を最大限生かすため、情報共有体制を整えておく必要があります。

また、応援体制においては、今後発生するおそれのある災害に対し、国の動向を注視し訓練を充実させていく等の対応が必要です。

【取組方針】

（1）　連携強化

福島市地域防災計画や消防相互応援協定※22 に基づき、各関係機関と迅速に災害対応できるよう広域での連携体制強化を図ります。

（2）　応援体制の充実

大規模かつ多様化する災害に対応できる体制を整えるため、車両及び装備の更新や緊急消防援助隊合同訓練へ継続的に参加することにより、応援体制の充実を図ります。

（3）　受援体制の強化

受援計画※23 を継続的に見直すとともに、受援活動に必要な連絡調整や部隊運用体制を整備し、円滑な受援体制を構築します。



緊急消防援助隊

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
緊急消防援助隊訓練回数	１回	１回以上／年
〔説明〕毎年度開催される緊急消防援助隊の訓練参加回数について、年１回以上を目標とする。		
広域連携訓練回数	５回	５回以上／年
〔説明〕広域連携に伴う合同訓練の回数について、年５回以上を目標とする。		

※22 **消防相互応援協定**：消防組織法第 39 条第２項に基づき、市町村長等の間で締結する協定。

※23 **受援計画**：大規模災害時の応援を迅速かつ効果的に受け入れられるよう、各地からくる応援部隊や物資の受入れ体制をあらかじめ決めておくこと。

主要プロジェクト３　ＤＸ・新技術の推進

具体事業①　消防ＤＸの推進

【課題】

『デジタル技術』を効果的に導入し、消防業務の効率化や現場段階での実装を目指し環境整備を進めており、ＤＸの推進により「市民の安全安心」につながるようさらなる取り組みが求められています。

【これまでの取組】

(1)　消防団向け水利デジタルマップの活用

火災発生時に送信されるメールに、水利情報を登録したデジタルマップのリンク先を添付しました。これにより、消防団員がスマートフォンで Web 上から消火栓や防火水槽の位置を確認できます。今後も火災活動における消防水利の位置把握に活用していきます。



水利デジタルマップ

(2)　映像伝送システム※24 運用

通報者が現場の映像を送信することで、消防側は音声だけではわかりにくい状況をリアルタイムで把握できます。現場の場所や状況を早期に特定することで、救命率の向上、活動隊への的確な情報提供を行うことができるため、適切な消防・救急活動につなげることが出来ます。



映像伝送システム

(3)　ハイスペックドローン※25 の配備及びドローン活用人材の育成

ドローンによる上空からの動画・画像機能を使用し、災害状況の確認、あるいは、水の事故や山間部での行方不明者捜索にも活用することで、消防活動の効率化を図っていきます。

また、ドローンを継続的に運用できる体制を維持するため本部職員等におけるドローン操縦者の養成を今後も計画的に図っていきます。



ハイスペックドローン

（4） 救急活動でのマイナンバーカード活用

救急隊が、口頭による聴取のみならず、マイナンバーカードを活用することで、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の円滑化を図っていきます。

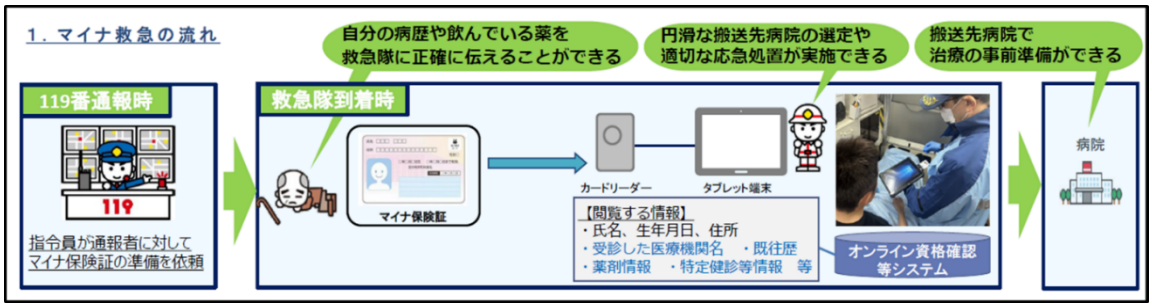

出典：総務省消防庁

（5） 心電図伝送システムの活用

救急隊が救急現場で心電図を測定し、病院にリアルタイムで伝送することにより、医師が早期に患者の状態を把握し、迅速で適切な治療を開始できます。

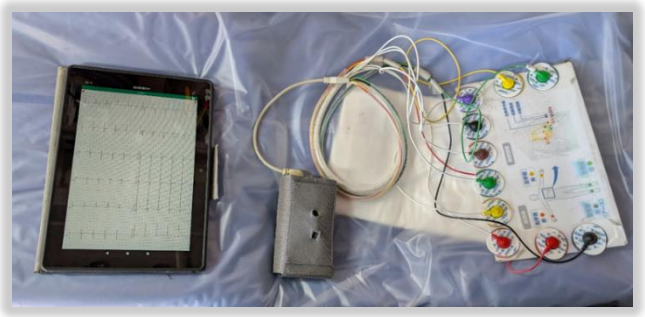

１２誘導心電図伝送システム

（6） 消防法令に係る各種届出の電子申請

電子申請の導入が進んでいない各種届出については、24 時間 365 日電子申請可能となり、時間や場所に縛られない手続きとすることで、利用者側の負担軽減を図ります。

【取組方針】

本市消防本部においては、総務省消防庁におけるＤＸ関連施策を念頭に、消防同意[※26]の手続きをオンラインで効率的に行う消防同意システム（導入済み）の活用を引き続き推進していくとともに、現場との安定した情報共有を図るための衛星インターネットサービス、救急隊員の業務負担軽減やスムーズな救急搬送を目指すための救急搬送支援システム、ＡＩを活用した救急隊運用最適化システム[※27]の導入等、ＤＸ関連事業については取り組めるところから進んでいけるよう検討していきます。

また、消防行政全般において、今後もオンライン化による行政手続きができる環境を整え、市民の利便性向上を図っていきます。

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
各種届出の電子申請率 （電子申請件数／電子申請可能件数）	４．０％ （413 件／10,403 件）	３０％
〔説明〕消防法令に係る各種届出の電子申請率について、３０％を目標とする。		
ドローン操縦者数	１５名	３０名
〔説明〕ドローンを継続的に運用できる体制を維持するため本部職員等におけるドローン操縦者について 30 名を目標とする。		
１２誘導心電図伝送件数	６５９件／年間	８４０件／年間
〔説明〕救急現場において、救急隊から医療機関に対し１２誘導心電図のデータを伝送する件数について、年間８４０件を目標とする。		

※24 **映像伝送システム**：１１９番通報時に通報者のスマートフォンで撮影した映像を消防指令センターにリアルタイムで送信するシステム。より正確な情報を伝えることができ、より迅速な現場活動に役立てられる。

※25 **ハイスペックドローン**：大規模災害時に情報収集や救助活動に貢献するため、総務省消防庁から配備された。地図画像作成機能や遠赤外線カメラなどの高性能な機能を備えている。

※26 **消防同意**：建築確認申請を行う際に、消防機関が建築物の防火に関する規定について消防法令等に適合しているかを審査し、建築主事等に対して同意を与える手続き。

※27 **救急隊運用最適化システム**：ＡＩやビッグデータを活用して、救急隊の配置や出動を効率化し、救急現場への到着時間や病院への搬送時間を短縮することを目指すシステム。

具体事業②　次世代高機能消防指令センター整備

【課題】

消防指令システムは、消防本部ごとに異なるシステムを導入しており、調達・維持コストが高止まりしているという課題があります。また、１１９番通報件数も年々増加傾向にあり、通報の多様化にも対応していくため、最新技術を取り入れたシステムへ更新し通信指令機能の強化を図っていかなければなりません。

また、新消防庁舎の整備に伴う消防指令システムの導入について、将来的な共同運用や他消防本部との連携強化を見据えていかなければなりません。

【取組方針】

（1）　通信指令機能の強化

本部庁舎整備に併せ次世代の高機能消防指令センターを更新整備し、指令管制能力の効率化・高度化を図ります。また、国が示す仕様書を踏まえた更新を実施します。

（2）　通信指令体制の強化

災害・救急現場への初動対応等を支える通信指令体制の充実を図ること、また、通信指令員と現場隊員の連携強化を目的とし、通信指令実務研修を実施します。

【期待される効果】

・ＡＩ等の先進技術導入により、通信指令業務が効率化されます。
・国の標準仕様に基づく更新に伴い、システムを整備しやすく、財政負担を軽減できます。
・通報内容や現場状況を的確に把握し、最適な部隊を編成・出動させることができます。
・指令員と現場隊員の連携強化により、情報共有の迅速化と現場活動の効率化が図れます。

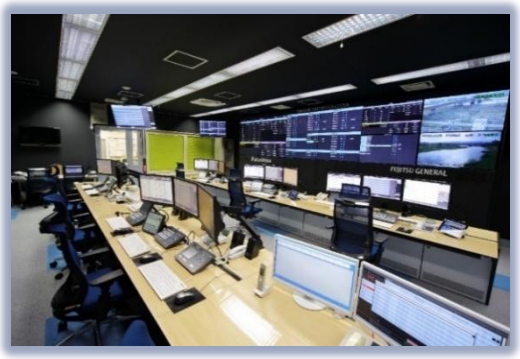

高機能消防指令センター

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
通信指令実務研修実施率	２３％	１００％
〔説明〕昇任予定者（５年間９８名）に対する通信指令実務研修の実施率について、１００％を目標とする。		

具体事業③　消防業務システムのクラウド化の検討

【課題】

消防業務の効率化や情報共有、データ管理等を目的として導入している消防業務システムですが、オンプレミス型※28 といわれる現状のシステムでは、その導入コストや保守運用コストがかかります。また、データ喪失のリスクもあることから、システムのクラウド化を検討しなければなりません。

【取組方針】

事務処理の効率化やコスト削減を図るため、国が推進するシステムのクラウド化を実施します。

【期待される効果】

・標準業務・機能の中から選択することで、カスタマイズを減らすことによるコストダウンを図ることができます。
・標準仕様に準拠したＳａａＳ型サービス※29 を利用することで、ハードウェアの調達自体が不要となり、構築期間の短縮とイニシャルとメンテナンスのコストダウンが図れます。
・システム更新の際、国の標準移行データ仕様に基づくため、データ移行作業が改善されます。

消防業務システムのクラウド化　イメージ図

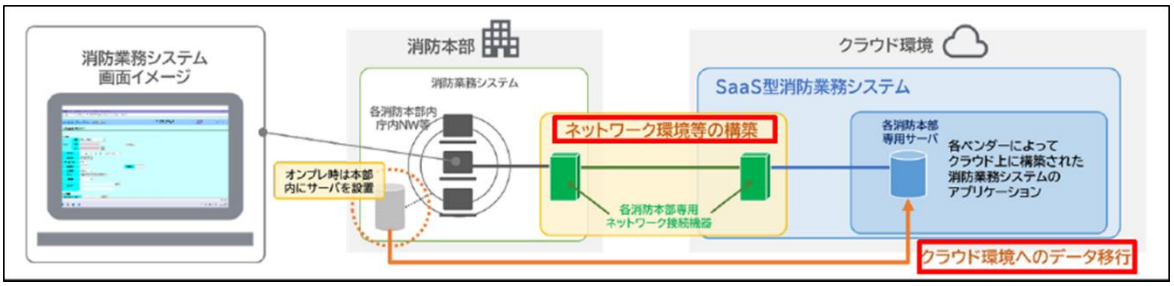

出典：総務省消防庁　令和７年１月 31 日付事務連絡【別添資料】

※28 **オンプレミス型**：サーバーなどのハードウェアやソフトウェアを本部内で保有し、管理・運用する形態。
※29 **Saas 型サービス**：SaaS は Software(ソフトウェア) as(アズ) a(ア) Service(サービス)の略で、クラウドサービス事業者がソフトウェアを稼働し、インターネット経由でアクセスすることによって利用できる仕組み。

主要プロジェクト４　人材育成等の推進

具体事業①　消防職員の確保

【課題】

景気の動向や社会情勢の変化等により、消防士採用試験の受験者数は、ここ近年では、2013（平成 25）年の 170 人をピークに減少しており、人材確保の観点からも受験者数の確保が課題となっています。一人でも多くの方に興味を持ってもらえるような情報発信、あるいは消防のイメージアップが重要となります。

年度別採用試験受験者数の推移（実施年度）

	2020 （R2）	2021 （R3）	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
男性	98	86	79	43	43	56
女性	7	3	4	1	1	5
受験者数	105	89	83	44	44	61

【取組方針】

（1）　職員確保へ向けた取組み

人材育成、広報活動、勤務環境改善といった取り組みを進め、職員が持つ能力を最大限発揮できる仕組みづくりを進めていきます。

また、若手職員を中心とした短期（２～４週間程度）の本部研修を実施し、消防行政や組織運営への理解を深めることで、視野の広い人材の育成と組織力の向上を図ります。

さらに、若手職員の柔軟な発想や新しい取り組みを組織全体に浸透させ魅力ある環境整備により人材確保を推進します。

（2）　受験者数の確保

ＳＮＳの利用やインターンシップの活用、学校訪問等による採用広報を充実させ、消防の魅力を積極的に発信し、幅広い層に興味を持ってもらうよう取り組みます。

また、受験区分に救命士枠を活用し、さらなる免許取得者の確保にも取り組みます。



採用試験（実技）時の様子

具体事業②　女性消防吏員の活躍推進

【課題】

総務省は、女性活躍を推進するため、将来的に消防吏員に占める女性割合を全体の 10%程度に引き上げることを目指し、まずは令和 13 年度までに採用者に占める女性の割合を 10%以上とすることを目標としています。

令和７年４月１日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は約 3.8%であり、本市消防本部においても令和８年４月１日現在、4.3%と低い状況にあることから、女性の方向けに消防の魅力をＰＲすることや女性専用の施設整備等の対応が必要となっています。

【取組方針】

職場環境や働き方、サポート体制の充実など、女性消防吏員が活躍できる環境づくりに努め、採用面においても、女性にとって魅力的な職場であることを積極的に周知し、計画的な女性消防吏員の採用に努めます。

施設整備の面では、女性消防吏員が就業できる環境を整えるため、必要な改修を進めます。具体的には、女性消防吏員がそれぞれの能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、新消防庁舎整備に合わせて女性専用施設を新設し、これまで施設状況により配置できなかった部署へ配置先を広げていきます。

また、国が示す女性消防吏員のキャリアパスイメージ※30 やロールモデル※31 を参考として、キャリア形成や職域拡大を促進していきます。

さらには、女性活躍推進に向けて、性別、世代、階級に係わらず誰もが働きやすい職場環境となるよう、意識改革に向けた研修を行います。



女性消防吏員活躍推進研修会の様子



福島学院大学×福島市消防本部
共同制作広報ポスター

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
女性消防吏員数 （占める割合）	１３名 （４．３%）	２０名 （６．６%）
〔説明〕本市消防本部における女性消防吏員数について、２０名を目標とする。		

※30 **キャリアパスイメージ**：個人のキャリアにおける将来像を具体的に思い描き、その将来像を達成するために必要なステップや道筋をイメージすること。

※31 **ロールイメージ**：組織内で優れた能力や行動を持ち、他の職員にとって手本となる人。

具体事業③　消防職員の処遇改善

【課題】

消防職員は、その職務の特殊性、危険性を考えると他の公務員とは異なる視点からの評価と待遇が必要であり、現場の実情や働き方を踏まえた多面的な対策が必要です。

また、職員が自らの能力を十分に発揮するためには、心と身体が健康であることが基本となります。同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワーハラスメント等に対し、防止措置を講じる必要があります。

加えて、職務負担や職場環境を要因とする中途離職を防止し、職員が安心して働き続けられる体制づくりや、定年延長に伴う職員高齢化への対策として、健康状態の把握、負傷防止対策などを図らなければなりません。

【取組方針】

消防職員委員会※32 を活用する等、職場環境や働き方等について、職員の処遇改善に努めます。具体的には、各所属内において、お互いに十分なコミュニケーションを図り、協力し合いながらそれぞれが気兼ねなく年次休暇を取得できるようにすることや、消防業務の特性に配慮した男性消防職員の育児休業等の取得促進、職員の労働時間管理など、職員の負担軽減を図っていき、全職員がワーク・ライフ・バランスを実践できるように取り組んでいきます。

また、高齢期職員増加への対応として、業務内容の明確化や適性に応じた配置、健康管理など受入体制の整備を進めるとともに、現役世代への業務集中を防ぐ人員配置との両立を図る必要があります。

さらに、ハラスメント相談窓口の設置、あるいは実態調査のための定期的なアンケートを実施するなどし、職員をサポートする体制を確立していきます。



服務倫理向上講習会の様子



公務災害防止対策セミナーの様子

【成果指標】

指標名	現状値 2025（令和７）年度	目標値 2030（令和 12）年度
男性消防職員の育児休業取得率	１００％	１００％
〔説明〕男性消防職員の育児休業取得率について、取得率１００％を目標とする。		

※32 **消防職員委員会**：消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、消防事務の円滑な運営を行うことを目的とした消防職員で構成される委員会。

基本方針Ⅱ　市民とともに命を救えるまち

主要プロジェクト１　応急手当の推進

具体事業①　応急手当の普及啓発

【課題】

救命率向上のためには、できるだけ多くの市民に応急手当の知識や技術を身に付けてもらうことが大切です。また、突然倒れた人の命を救うためにＡＥＤの設置を促進するとともに、応急手当の普及啓発が重要となることから、講習会の受講機会の拡大を図る必要があります。

【取組方針】

（1）　応急手当講習

事業所等における応急手当普及員による自主的な講習会を促進することに加え、2028（令和 10）年の新消防本部・福島消防署庁舎の開庁に併せ、現在の出向型から来庁型の普通救命講習※33 を目指します。

（2）　ＡＥＤサポートステーション事業

ＡＥＤサポートステーション事業※34 による登録事業者数の増加を推進し、市民が迅速な心肺蘇生の実施やＡＥＤを使用できる環境を構築します。



救急法指導の様子



ＡＥＤサポートステーション

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
ＡＥＤサポート登録事業所	１２６か所 （４２事業所）	１８０か所
〔説明〕ＡＥＤサポート事業における登録事業所について、１８０か所を目標とする。		

※33 **普通救命講習**：心肺蘇生法、ＡＥＤの使用法、異物除去法、止血法などの応急手当を学ぶ講習。

※34 **ＡＥＤサポートステーション事業**：ＡＥＤを設置している事業所や団体を登録し、その情報を公表することで、救命率の向上やＡＥＤ設置事業所の拡大を図る事業。

主要プロジェクト２　救急体制の確保

具体事業①　救急需要増加への対策

【課題】

救急需要の増加は、救急車の現場到着時間の延伸につながること、あるいは、救急隊員の負担が増加する等の課題があります。

【取組方針】

（1）　救急自動車の適正利用啓発

予防救急の普及や相談窓口（＃7119、＃8000）の利用促進を行うとともに、民間の患者等搬送事業者の有効活用を行い、救急車の適正利用の啓発活動を引き続き実施します。

（2）　医療機関との連携強化

迅速かつ適切な医療機関への搬送を実施するため、救急搬送支援システム導入について検討を図り、医療機関へのスムーズな受入交渉や情報共有を継続して行っていきます。

（3）　救急需要への対応

救急需要増加に伴う課題に対応するため、日勤救急隊の導入及びドクターカー・ドクターヘリの積極的活用を検討します。

具体事業②　救急業務の高度化

【課題】

急速な医療技術の進歩により、救急隊員はより高度な医療処置を行う必要があります。このため、適切な訓練や教育が必要であり、スキルアップや専門知識の習得が必要です。

また、人口構成の変化や多様化により、様々な健康問題を抱える患者が増加しており、救急隊は、患者の多様性に柔軟かつ適切に対応するための訓練と対策が求められています。

【取組方針】

（1）　救急救命士の養成強化

１台の救急自動車に複数名の救急救命士が乗車することで、より迅速な救命処置を行うほか、救急救命士の質の維持・向上のために指導救命士※35を養成し、指導救命士を中心とした教育体制により質の高い救急医療を提供します。また、通信指令課にも救急救命士を配置することによりスムーズな対応を目指します。

（2）　救急ワークステーション※36

救急隊員の資質向上のため、救急ワークステーションの派遣回数を増やすとともに、近隣消防本部と共同でワークステーションを行うことにより、常駐型救急ワークステーションへの移行を目指します。

（3） 救急資器材等の整備

指導救命士を中心とした教育体制等により救急活動の質の向上を図るほか、計画的に救急自動車及び高度救命用資器材の整備を進めます。また、救急隊員の身体的な負担が軽減できる資器材の導入についても検討します。



訓練の様子



救急ワークステーションでの実習の様子



高度救命用資器材（救急車内）



清水救急１（R7 年度更新）

【成果指標】

指標名	現状値 2025（令和７）年度	目標値 2030（令和 12）年度
救急救命士数	５３名	８０名
〔説明〕救急救命士について、８０人を目標とする。 ※成果指標にあげる救急救命士数は、実際に救急の現場で勤務する救急救命士を意味する。		
救急ワークステーション派遣日数	１４１日 ／年度	２４０日 ／年度
〔説明〕救急ワークステーションに派遣する日数について、年度２４０日以上を目標とする。		

※35 **指導救命士**：救急救命士として一定のキャリアを積んだ後、専門的な教育や病院実習等の必要な要件を満たし、救急救命士や救急隊員の指導等にあたる、指導的立場の救急救命士。

※36 **救急ワークステーション**：福島県立医科大学附属病院に救急車を待機させながら、救急救命士が医師などの指導の下で病院実習を行い、知識と技術の向上を図る。また、病院実習中に医師の現場出動が必要となる重症事案等が発生した場合に、医師と救急救命士が救急車に同乗し、ドクターカーとして出動する。

基本方針Ⅲ　みんなで築く防火のまち

主要プロジェクト１　住宅防火対策の推進

具体事業①　住宅用火災警報器の設置、維持管理の推進

【課題】

住宅用火災警報器の設置・維持管理の遅れ等の不備に伴い、高齢者世帯を中心とした住宅火災発生時の「逃げ遅れ」が増加傾向にあります。

【取組方針】

（1）　住宅用火災警報器の未設置世帯に対しては、早期に設置するよう強く働きかけます。

（2）　消防団、女性防火クラブ、民生委員及び地域包括センターと連携して普及啓発に係るチラシを配布するとともに、取り付け支援を継続し、啓発活動を促進します。

（3）　適切な維持管理について、チラシや講話のほか、ＳＮＳなどでの情報発信により幅広い年齢層へ届く広報活動に取り組みます。



女性防火クラブによる広報活動の様子



住宅用火災警報器取り付け支援時の様子

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
住宅用火災警報器設置率	８１％	８３％
〔説明〕住宅用火災警報器の設置率について、８３％を目標とする。		

具体事業②　感震ブレーカー※37の普及促進

【課題】

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多発しています。このような電気火災リスクの低減を図る対策の一つとして、感震ブレーカーの設置が推奨されます。

ただし、感震ブレーカーの認知度や設置の必要性に対する認識が十分でないこと、導入コストの負担等といった課題があります。

【取組方針】

感震ブレーカーの認知度と通電火災の危険性に対する認知度向上が重要であることから、デモ機を活用し、各種防災訓練やイベントにおいて周知啓発を図ります。

さらに、消防団、女性防火クラブ、市関係部局と広報活動を実施するとともに、家電販売店、電気関係事業者、住宅関係事業者等と連携し、感震ブレーカー製品の取り扱いや電気設備点検等の機会を通じて広報を依頼するなど重点的な普及啓発を進めていきます。



感震ブレーカーの例

※37 **感震ブレーカー**：地震の大きな揺れを感知し、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。

主要プロジェクト２　火災予防体制の推進

具体事業①　査察執行体制の強化

【課題】

近年、全国的に大規模建築物火災が発生しており、事業所の防火管理体制のあり方が問われています。

【取組方針】

（1）　査察執行基準※38 に基づいた査察執行計画を作成し、計画どおりに査察を実施します。

（2）　動画や資料などをオンラインで配信する講習について周知します。

（3）　各種届出の電子申請について周知します。

（4）　立入検査を受けた防火対象物の関係者や防火管理連絡協議会加入事業所に対し防火管理者※39 講習開催前に直接連絡し講習会の開催を周知します。



【成果指標】

指標名	現状値 2025（令和７）年度	目標値 2030（令和 12）年度
防火管理講習受講者数	４６０人	４８０人
〔説明〕防火管理講習の受講者数について、４８０人を目標とする。		

※38 **査察執行基準**：消防法に基づいて消防職員が火災予防のために行う立入検査（査察）の実施に関する基準。

※39 **防火管理者**：多数の人が利用する建物などの火災の発生や火災による被害を軽減するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者。

具体事業②　火災予防に従事する職員の高度化

【課題】

建築物の大規模化・複雑化等に伴い、高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、「消防力の整備指針」により、火災予防に関する高度な知識、技術を有する予防技術資格者を配置するよう規定されており、令和８年４月現在 37 名（令和３年９月時点 27 名）の職員を予防技術資格者として認定しています。

令和２年に施行した予防技術資格認定要領では、令和６年度に各署所へ予防技術資格者（防火査察）を最低一人は配置するように目標を定めており、また、資格者として認定されるには４年以上、予防係に配属されることが必要となります。

【取組方針】

（1）　予防技術資格者を育成します。

・定期的な教養を実施

（2）　専門的知識を習得し処理能力の向上を図ります。

・現場職員が予防課へ研修として勤務し専門的知識を習得

・実習で各階級に応じた知識の習得



予防技術資格者バッジ



予防教養の様子

具体事業③　消防法令違反の是正指導体制の強化

【課題】

本市では、政令市消防局等が実施する「違反是正の推進に関する実務研修※40」に消防職員を派遣するなど、専門的な知識や技術の習得を図っています。これにより、防火対象物における消防法令違反に対して、適切かつ効果的な是正措置を行っています。

しかし、所属内に十分な実務経験者を配置できていないことから、今後も引き続き継続的な研修受講などが必要です。

【取組方針】

（1）　職員の査察技術、違反処理能力等の向上を図ります。

・現場職員が予防課へ研修として勤務し専門的知識の習得

（2）　違反是正の推進に係る実務研修を受講します。

・政令指定都市の消防局等が主催する研修へ派遣

令和７年度　横浜市消防局実務研修の様子





具体事業④　林野火災予防対策の推進

【課題】

近年、気候変動による乾燥や強風などの影響を背景に、大規模な林野火災が全国各地で発生しています。全国的な傾向として、林野火災が発生する原因の多くが人為的な要因によるものであることを踏まえて、住民や入山者の火災予防意識のさらなる向上が求められています。

【取組方針】

（1）　林野火災の危険性や火気の取扱いに係る注意事項について、ホームページやＳＮＳなどを活用するとともに、関係機関と連携した広報を行い、林野火災防止の普及啓発活動を推進します。

（2）　気象状況等を踏まえ、火災警報及び林野火災注意報を適切に発令・周知するとともに、消防車両による巡回広報を実施し、火気使用の制限や注意喚起を通じて林野火災の未然防止を図ります。

※40　**違反是正の推進に係る実務研修**：東京消防庁及び政令指定都市消防局等が、受講希望消防本部の研修生を分担して受け入れる研修。

主要プロジェクト１　消防団の持続・強化

具体事業①　消防団員の確保や組織体制の強化

【課題】

消防団は、地域に密着して住民の安心安全を守る地域防災の要となる存在ですが、就業構造や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。そのため、若者や女性に対する魅力を発信し、関心や参加意欲向上につながる取り組みが課題です。

また、消防団員は本業や家庭との両立が難しい場合もあるため、労働条件や支援体制の整備が必要です。

【取組方針】

（1）　消防団員の入団促進

ＳＮＳの活用など若者や女性の感覚を取り入れながら消防団活動のＰＲを実施し、消防団員の入団促進を図ります。

（2）　消防団員の処遇改善

消防団活動に見合う団員報酬の見直しや消防団員の免許取得費用補助※41 を行います。

（3）　普及啓発活動

機能別消防団員や女性消防隊※42 の能力を活用し、火災予防活動や応急手当の普及啓発活動を行います。



機能別消防団員（学生）による広報活動



女性消防隊による広報活動

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
機能別団員数	１０４人	１５１人
〔説明〕機能別団員数について、１５１人を目標とする。		

具体事業②　消防団員の装備改善

【課題】

消防団員の装備に関しては、現在、「消防団の装備の基準※43」を満たしておらず、消防団員の公務災害防止と安全確保のため、装備の充実を図る必要があります。

【取組方針】

消防団員が活動しやすい装備品の貸与を目指し、安全確保に努めます。その中で、「消防団の装備の基準」に基づき、消防団員（基本団員※44）へ編み上げ靴の配備を進めます。



消防団機関員研修の様子



水防訓練の様子

※41 **免許取得費用補助**：主に準中型自動車免許の取得費用を対象とした公費補助。

※42 **女性消防隊**：市内各地域の消防団に所属する女性消防団員の中から、女性ならではの活動をしようと、令和２年 10 月に結成された。愛称は「花もも隊」。

※43 **消防団の装備の基準**：1988（昭和 63）年、消防庁告示。消防団員が活動する際に必要な装備について、安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創手袋などを団員数相当分配備することが規定されている。

※44 **基本団員**：通常の消防団員。

具体事業③　消防団施設の充実

【課題】

消防団には、分団ごとに施設があり、消防ポンプ自動車または小型動力ポンプ付積載車が配備されています。

消防団施設※45 については、災害時の活動拠点となる施設であり、地域の実情に応じ老朽化や分団再編等に伴って集約化等を検討していく必要があります。また、消防団車両の配置についても同様に見直し、計画的な更新が必要となります。

【取組方針】

消防団施設の集約化を行いながら、地域の防災拠点となる屯所等の安定的な更新を目指します。また、車両更新計画を作成し、定期的な車両更新を目指します。

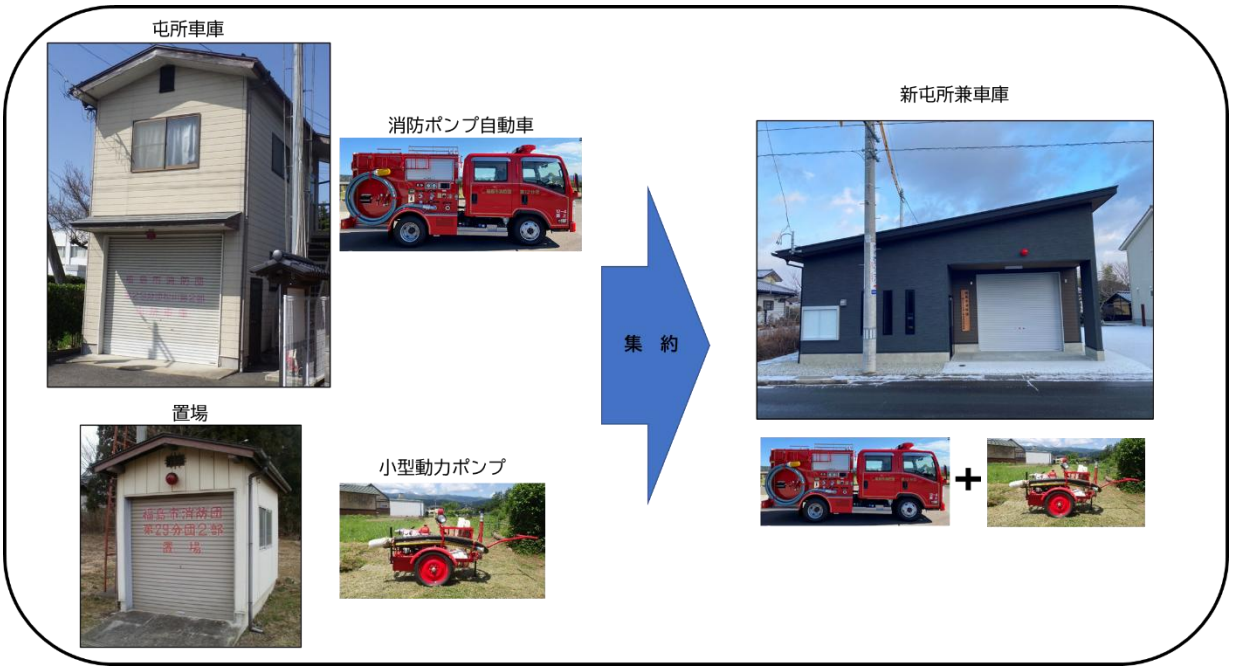

集約化のイメージ図

※　本市消防団では、「福島市新時代消防団計画」を策定し、消防団の持続・強化及び諸課題の解決に向けた取り組みを行っています。消防団の持続・強化に関する施策の詳細は当計画に記載しています。

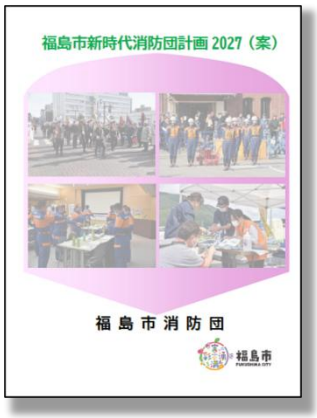

※45　消防団施設：一般的に消防団の活動拠点となる施設で、消防団の消防ポンプ自動車や資機材の収納場所であり、災害時の参集場所。平常時は、消防団員の教育・訓練・会議を実施する場所。主に屯所、車庫、置場等。

主要プロジェクト２　消防関係団体の育成

具体事業①　自主防災組織における活動の活性化

【課題】

中心的に活動するリーダーの方々の高齢化や防災活動が形式的に行われていることによる活動の活性化、防災意識の向上等の課題を抱えています。

【取組方針】

「自分の身は自分で守り、地域の安全は地域で守る」という防火防災意識の啓発を推進し、消防団と連携しながら訓練内容の指導、講習会の講師派遣等の必要な支援を行うことにより、地域防災力の向上を図ります。

また、女性防火クラブ等の各団体の活動を支援し、活動を通して地域防災を担うリーダーの育成を図ります。



女性消防隊による防火講話の様子



女性防火クラブ学習会の様子

具体事業②　幼少年消防クラブの活性化

【課題】

地域の防火防災対策では、幼児期から少年期までの成長に合わせて、火の取り扱いに関するしつけや災害の予防方法等に関する学習を行い、こどもの頃から防火防災思想を育むことが必要であり、未来の社会の主人公として地域の安全・安心の担い手を育てていかなければなりません。

【取組方針】

火災予防運動等の各種防火イベントを開催するとともに、こどもたちへ命の大切さを伝えるため、地域や事業所、学校、行政が連携して防火防災教育を行います。

また、未結成の幼稚園及び小学校の協力を得て広報活動を行い、幼少年消防クラブ※46 の結成につなげていきます。



幼少年消防クラブによる活動の様子

【成果指標】

指標名	現状値 2026（令和８）年度	目標値 2030（令和 12）年度
幼少年消防クラブの組織結成率 （クラブ結成数／市内の小学校、幼稚園等の数）	３４％ （43／126）	４０％
〔説明〕幼少年消防クラブの組織結成率について、４０％を目標とする。		

※46 **幼少年消防クラブ**：幼少期から火災予防の知識を身に付け、将来的に防災意識の高い社会人へと育成することを目的とした組織。

具体事業③　多様な市民への防災対策強化

【課題】

若者や女性、子育て世代、外国人など多様な市民に、火災や災害等を自分ごととして捉え、防災訓練や講習会へ参加していただくことが重要です。そのような中、防災に関する学習や体験の場について、誰もが体系的に参加できる機会の確保が課題となっています。

【取組方針】

今後整備される新庁舎を市民防災の拠点として位置づけ、防災啓発活動を積極的に展開し、見学、講習、体験型訓練などを通じて、多様な世代・属性の市民が防災に関わる機会を拡大していきます。

また、学校教育や企業研修、地域の自主防災組織等と連携し、庁舎見学や体験型訓練、防災講話など年間を通じて展開します。

さらに、行われた訓練等の様子や防災体験メニューを市民に発信し、さらなる参加を呼びかけます。



市民向け講習の様子



幼少年放水体験の様子

【成果指標】

指標名	現状値 2025（令和７）年度	目標値 2027（令和９）年度 ～2030（令和 12）年度
新庁舎を活用した訓練等参加者数	約５５０人 ／年間	１，２００人 ／年間
〔説明〕新庁舎を活用した講習、訓練、体験等の延べ参加者数について、年間１，２００人を目標とする。		

資　料　編

1　用語集

（ページ順）

No.	頁	用　語	説　明
1	3	消防力（しょうぼうりょく）	市町村が火災活動、救急業務、人命救助などの消防活動を十分に行うために必要な消防署や出張所、水利施設などの消防施設、消防車両及び人員の総称。なお、人員には消防本部や消防署に所属する消防職員や、地域に根差して活動する消防団員などが含まれる。
2	3	消防力の整備指針（しょうぼうりょくのせいびしんしん）	地域の実情に応じた消防体制を確保するため、消防本部や消防署が備えるべき人員・車両・施設などの基準を示した総務省の指針。
3	7	消防力適正配置方針（しょうぼうりょくてきせいはいちほうしん）	次世代型の消防体制構築に必要な消防力の適正な配置について、専門機関が有する科学的な手法を活用して行う調査及び地域の実情や社会情勢等を考慮し、外部有識者等による検討委員会が中心となり策定された。
4	7	消防水利の基準（しょうぼうすいりのきじゅん）	消防庁告示「消防水利の基準」で、市町村の消防に必要な水利の基準が定められている。 消防水利とは、消防法に規定されているものであり、消防活動を行う際の水利施設のこと。消火栓、防火水槽、プール、河川などがある。
5	9	ＰＡ連携（ピーエーれんけい）	救急隊だけでは対応困難な場合や、早期の救命処置が必要な場合に、ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）が同時に出動することで、傷病者の救出、救護処置などをより迅速かつ確実に行うため、連携して活動すること。双方の頭文字から「ＰＡ」とされる。
6	12	現場到着所要時間（げんばとうちゃくしょようじかん）	１１９番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでに要した時間。
7	12	病院収容所要時間（びょういんしゅうようしょようじかん）	１１９番通報を受けてから救急患者が医療機関に収容されるまでに要した時間。
8	12	バイスタンダー	救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）。特に、救命処置が必要な状況で、救急隊が到着するまでの間、応急手当を行う人。
9	12	応急手当普及啓発活動実施要綱（おうきゅうてあてふきゅうけいはつかつどうじっしようこう）	市民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及活動講習の実施方法、応急手当指導員の認定等必要事項を

No.	頁	用　語	説　明
			定めたもの。
10	13	特定行為（とくていこうい）	救急救命士が医師の指示を受けて行う医療行為。医療機関での実習などを行うことで初めて実施可能となる。また、実施後は必ず医師から、医学的に正しい判断の上行った行為であるか事後検証を受けなければならない。
11	13	高度救命用資器材（こうどきゅうめいようしきざい）	救急救命士及び救急隊員が救命のために行う高度な医療処置を行うために使用される資器材。具体的には、自動体外式除細動器、気管挿管に必要な器具など。
12	14	高機能消防指令（こうきのうしょうぼうしれい）センター	最新鋭のコンピューターと最新の通信機器を駆使して、１１９番通報による火災、救急等の通報を受付し、消防隊、救急隊などへの指令、情報共有を行うなど、災害発生から終了までの一連の活動の中枢となる部署。
13	14	消防業務（しょうぼうぎょうむ）システム	消防業務を効率化し、災害対応を支援するシステム。主に、警防・救急・予防・総務の各業務を支えるシステムの総称。具体的には、１１９番通報の受付から災害活動、事後報告までを管理、あるいは、火災予防のためのデータ管理など。
14	14	防火対象物（ぼうかたいしょうぶつ）	消防法によって火災予防の規制を受ける建物や施設のこと。具体的には、不特定多数の人が利用する施設や、避難が難しい人が利用する施設など。用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防炎物品の使用などを義務付けている。
15	18	機能別消防団員（きのうべつしょうぼうだんいん）	能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。学生で構成され、火災予防広報や避難所支援活動などを行う学生団員、災害対応に必要な知識や技術を持つ元消防団員や元消防職員で構成される機能別団員などが活動している。
16	18	女性防火（じょせいぼうか）クラブ	家庭での火災予防の知識習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動しているボランティア組織。
17	20	救命率（きゅうめいりつ）	心拍や呼吸の停止を確認された傷病者が、その後意識が戻り、日常的な生活に戻れる状態まで回復した割合であり、社会復帰率ともいう。心肺蘇生などの救命処置によって、救命された人数を、全体数で割って計算される。
18	22	常備消防（じょうびしょうぼう）	常備消防とは、消防本部・消防署において、専任の職員が消防業務を行う組織体制。

No.	頁	用　語	説　明
		非常備消防（ひじょうびしょうぼう）	非常備消防とは、消防団に所属する消防団員がそれぞれの仕事を持ちながら「地域を守る」という精神に基づき災害対応などを行う組織体制。
19	25	専任指揮隊（せんにんしきたい）	消防の災害現場において、それぞれの隊が円滑に活動できるように、部隊の運用や安全管理、情報収集を行うといった活動を専門に行う部隊。専任にすることで、知識やスキルの向上をより深く習得することができ、隊内での意思統一といった点でもメリットがある。
20	26	ＣＰＡ（シーピーエー）	ＣＰＡはCardiopulmonary arrest（カーディオパルモナリー　アレスト）の略で、心肺機能停止の状態。即座に胸骨圧迫や人工呼吸などの心肺蘇生法を開始し、一刻も早く救命処置を行う必要がある。
21	26	日勤救急隊（にっきんきゅうきゅうたい）	交代制で 24 時間勤務の通常の救急隊とは別に、救急要請が集中する平日の日中だけ稼働する救急隊。全国の各消防本部（局）で運用されている。
22	27	消防相互応援協定（しょうぼうそうごおうえんきょうてい）	消防組織法第 39 条第２項に基づき、市町村長等の間で締結する協定。
23	27	受援計画（じゅえんけいかく）	大規模災害時の応援を迅速かつ効果的に受け入れられるよう、各地からくる応援部隊や物資の受入れ体制をあらかじめ決めておくこと。
24	28	映像伝送（えいぞうでんそう）システム	１１９番通報時に通報者のスマートフォンで撮影した映像を消防指令センターにリアルタイムで送信するシステム。より正確な情報を伝えることができ、より迅速な現場活動に役立てられる。
25	28	ハイスペックドローン	大規模災害時に情報収集や救助活動に貢献するため、総務省消防庁から配備された。地図画像作成機能や遠赤外線カメラなどの高性能な機能を備えている。
26	29	消防同意（しょうぼうどうい）	建築確認申請を行う際に、消防機関が建築物の防火に関する規定について消防法令等に適合しているかを審査し、建築主事等に対して同意を与える手続き。
27	29	救急隊運用最適化（きゅうきゅうたいうんようさいてきか）システム	ＡＩやビッグデータを活用して、救急隊の配置や出動を効率化し、救急現場への到着時間や病院への搬送時間を短縮することを目指すシステム。
28	32	オンプレミス型（がた）	サーバーなどのハードウェアやソフトウェアを本部内で保有し、管理・運用する形態。
29	32	ＳａａＳ型（サース　がた）サービス	SaaS はSoftware as a Service（ソフトウェア　アズ　ア　サービス）の略で、クラウドサービ

No.	頁	用　語	説　明
			ス事業者がソフトウェアを稼働し、インターネット経由でアクセスすることによって利用できる仕組み。
30	34	キャリアパスイメージ	個人のキャリアにおける将来像を具体的に思い描き、その将来像を達成するために必要なステップや道筋をイメージすること。
31	34	ロールモデル	組織内で優れた能力や行動を持ち、他の職員にとって手本となる人。
32	35	消防職員委員会	消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、消防事務の円滑な運営を行うことを目的とした消防職員で構成される委員会。
33	36	普通救命講習	心肺蘇生法、ＡＥＤの使用法、異物除去法、止血法などの応急手当を学ぶ講習。
34	36	ＡＥＤサポートステーション事業	ＡＥＤを設置している事業所や団体を登録し、その情報を公表することで、救命率の向上やＡＥＤ設置事業所の拡大を図る事業。
35	37	指導救命士	救急救命士として一定のキャリアを積んだ後、専門的な教育や病院実習等の必要な要件を満たし、救急救命士や救急隊員の指導等にあたる、指導的立場の救急救命士。
36	37	救急ワークステーション	福島県立医科大学附属病院に救急車を待機させながら、救急救命士が医師などの指導の下で病院実習を行い、知識と技術の向上を図る。
37	40	感震ブレーカー	地震の揺れを検知し、自動的にブレーカーを落とす、あるいはコンセントからの電気を遮断する装置。
38	41	査察執行基準	消防法に基づいて消防職員が火災予防のために行う立入検査（査察）の実施に関する基準。
39	41	防火管理者	多数の人が利用する建物などの火災の発生や火災による被害を軽減するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者。
40	43	違反是正の推進に係る実務研修	東京消防庁及び政令指定都市消防局等が、受講希望消防本部の研修生を分担して受け入れる研修。
41	44	免許取得費用補助	主に準中型自動車免許の取得費用を対象とした公費補助。
42	44	女性消防隊	市内各地域の消防団に所属する女性消防団員の中から、女性ならではの活動をしようと、令和２年 10 月に結成

No.	頁	用　語	説　明
			された。愛称は「花もも隊」。
43	45	消防団の装備の基準	1988（昭和 63）年、消防庁告示。消防団員が活動する際に必要な装備について、安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創手袋などを団員数相当分配備することが規定されている。
44	45	基本団員	通常の消防団員。
45	46	消防団施設	一般的に消防団の活動拠点となる施設で、消防団の消防ポンプ自動車や資機材の収納場所であり、災害時の参集場所。平常時は、消防団員の教育・訓練・会議を実施する場所。主に屯所、車庫、置場等。
46	48	幼少年消防クラブ	幼少期から火災予防の知識を身に付け、将来的に防災意識の高い社会人へと育成することを目的とした組織。

2　福島市消防本部基本計画　成果指標一覧

体系	主要プロジェクト名	指標名	指標	
			現状値	目標値
Ⅰ-1-①	消防体制の持続・強化	消防署所の耐震化率	６２．５％	１００％
Ⅰ-1-③	消防体制の持続・強化	消防水利整備率	８７．４％	８８．６％
Ⅰ-2-①	緊急消防援助隊等の充実強化	緊急消防援助隊訓練回数	１回	１回以上／年
		広域連携訓練回数	５回	５回以上／年
Ⅰ-3-①	ＤＸ・新技術の推進	各種届出の電子申請率	４．０％	３０％
		ドローン操縦者数	１５名	３０名
		１２誘導心電図伝送件数	６５９件／年間	８４０件／年間
Ⅰ-3-②	ＤＸ・新技術の推進	通信指令実務研修実施率	２３％	１００％
Ⅰ-4-②	人材育成等の推進	女性消防吏員数（占める割合）	１３名（４．３％）	２０名（６．６％）
Ⅰ-4-③	人材育成等の推進	男性消防職員の育児休業取得率	１００％	１００％
Ⅱ-1-①	応急手当の推進	ＡＥＤサポート登録事業所	１２６か所	１８０か所
Ⅱ-2-②	救急体制の確保	救急救命士数	５３名	８０名
		救急ワークステーション派遣日数	１４１日／年度	２４０日／年度
Ⅲ-1-①	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器設置率	８１％	８３％
Ⅲ-2-①	火災予防体制の推進	防火管理講習受講者数	４６０人	４８０人
Ⅳ-1-①	消防団の持続・強化	機能別団員数	１０４人	１５１人
Ⅳ-2-②	消防関係団体の育成	幼少年消防クラブの組織結成率	３４％	４０％
Ⅳ-2-③	消防関係団体の育成	新庁舎を活用した訓練等参加者数	約５５０人／年間	１，２００人／年間

3　パブリックコメントの概要

1　実施概要

2　実施結果

3　提出いただいた意見と本市の考え方

４　福島市消防基本計画外部検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　福島市消防基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、客観的かつ公正な第三者の立場から意見を聴くため、福島市消防基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　基本計画の策定に関すること。
(2)　その他基本計画の策定に関し必要な事項。
（組織）
第３条　委員会の委員は、６名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者及び有識者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　関係団体から推薦を受けた者
(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
２　委員会には、委員長及び副委員長１名を置き、委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。
（任期）
第４条　委員は、福島市消防基本計画の策定をもって解職とする。
（委員の責務）
第５条　委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
（報償金等）
第７条　委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、消防本部消防総務課において行う。
（委任）
第９条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和７年５月１２日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、基本計画が策定完了をもってその効力を失う。

5　検討委員会日程及び検討委員会名簿

(1)　検討委員会開催状況

開催日程	会 議 名
令和７年　７月１８日(金)	令和７年度　第１回福島市消防基本計画外部検討委員会
令和７年１０月　７日(火)	令和７年度　第２回福島市消防基本計画外部検討委員会
令和８年　８月１９日(水)	令和８年度　第１回福島市消防基本計画外部検討委員会

(2)　検討委員会名簿

※敬称略

氏　　名	所 属 団 体 等
◎　武 田　　文 男	福島学院大学　マネジメント学部長・教授
○　橋本　真由美	福島県立医科大学　教授
伊 藤　　文 子	ＮＴＴ東日本㈱宮城事業部福島支店福島災害対策室　室長
鈴 木　　一 弘	福島県消防学校　主幹兼副校長
髙 橋　　良 行	福島市消防団　副団長
鈴木　亜紀子	ふくしま防災推進ネットワーク　防災士

◎は委員長、○は副委員長

福島市
FUKUSHIMA CITY

福島市消防本部ＨＰ

SYOUBOU_FUKUSHIMA_OFFICIAL

福島市消防本部（公式）インスタグラム

福 島 市 消 防 本 部

所　在　地：〒960-8001　福島市天神町 14 番 25 号
電 話 番 号：024-534-0119
ﾌｧｯｸｽ番号：024-534-0310
E メ ー ル：shoubou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

２０２７（令和９）年３月発行